

# ルアン大司教領ダイエツプ市における

## 領主的諸権利（一七一—一八世紀）

遅塚 忠躬

はじめに

英仏海峡に臨む東部ノルマンディの要港ダイエツプ市 Dieppe は、一一九七年にイングランド王リチャード一世（獅子心王）とルアン大司教ゴオチエ・ドウ・クウタンスとの間に結ばれた所領交換の協約によってルアン大司教領 Archevêché de Rouen の一部となり、以後、フランス革命に至るまで、一貫して同大司教領に属していた。（ルアン大司教領は、中世には若干の変遷があつたが、一五世紀から革命まで、ダイエツプ、アリエルモン、ルウヴィエ、フレーヌ、ガイヨン、デヴィル、の六カ所の所領で構成されていた）。また、同市は、一三世紀末からはその城外区 faubourg ル・ポレ Le Pollet とともに、その市域の全体が常に同大司教の領主権の下にあり、他の領主がそこに領主権を及ぼすことはなかつた。つまり、同市は、一二世紀末から革命まで、専らルアン大司教領の一部を成していたのである。<sup>(1)</sup>

近世フランスの領主制については、農村所領における領主権の研究が深められているのに対して、都市における領主権のあり方は必ずしも十分に究明されていない。それは、一方で、農村での土地台帳に相当するような、都市での領主権の

具体的な内容を知るための史料が乏しいことによるのであろうが、他方で、とくに、近世都市における国王と都市自治体と領主との三者の関係が極めて複雑であることにもよると思われる。この三者の関係については、一般的に言えば、「領主に対しても、都市に対しても、旧来の特権を容認しつつそれを一定の支配秩序の中に組み込んで行くこのメカニスムこそ、絶対王政の支配構造を特徴づけるものと言ってよい」、という「宮宏之氏の適切な指摘がある<sup>(2)</sup>。だが、都市における領主権が王権によって容認されつつその支配秩序の中に組み込まれるという「メカニスム」は、具体的にいかなる形をとっていたのであろうか。本稿の主眼の一つは、この問題の検討に置かれる。

本稿が念頭に置いている問題はもう一つある。それは、旧体制下の領主制が革命によって脆くも潰え去ったのはなぜか、という問題である。周知のように、フランスの領主制は、一七八九年八月四日の夜の決議によって基本的に廃止されるのであるが、その背景に、あの「大恐怖」を伴った農民の反乱があったこともまたよく知られている。しかし、農民の領主に対する反抗が領主制の歴史とともに古い現象であることを考えるならば、八九年に領主制が一挙に崩壊したこの原因は、むしろ旧体制下の領主権のあり方とその推移の中に求められなければならないまい。そして、この問題は、農村のみならず都市における領主権についても検討されなければならないであろう。

この二つの問題を念頭に置きつつディエップ市での領主権のあり方を検討するために、本稿では、主として次の四種類の史料を利用する。第一に、領主と都市自治体と国王の三者の関係を窺うための史料として、領主権の再整備の過程を示す議事録類、第二に、領主権の内容を正確に知るための史料として、一六九五年に再整備された領主の諸貢租の税率表(つまり諸権利の一覧表)とその運用についての裁決類、第三に、領主権に対する領民(市民)の反応を知るための史料として、その一六九五年の税率表を批判したディエップ市民の手稿史料など、第四に、領主権の直面する諸困難を知るための史料として、同時代人のメモワールや領主の収入役の報告など、である。これらの史料の多くは、一九九〇年の夏休みにルアンとディエップの文書館で収集されたものであり、本稿の梗概は、一九九一年の日本西洋史学会第四一回大会(於名

古屋大学)で発表されている。ちなみに、本稿は、一九五九年に初めてフランスに留学したときから筆者が継続している近世ルアン大司教領研究の一部をなすものであり、他日、既発表の諸論考と併せて整理・総括することを期している。なお、以下の本文および註での表記は、左によることとする。

邦訳した引用文中、「」に入れた部分は、引用者の補筆である。引用文中に適宜挿入した原文の綴りは、すべて原文のまま(古い綴り字や誤った綴り字もそのまま)である。セーヌ・マリタイム県文書 Archives départementales de la Seine-Maritime は Arch. S.-M. と略記し、ディエップ市文書 Archives municipales de Dieppe は Arch. Dieppe と略記して、それぞれの史料番号を記す。

## 一 一七世紀末における領主権の再整備

ディエップ市は、ルアン大司教 Archevêque de Rouen の所領としてはディエップ子爵領 vicomté de Dieppe とも呼ばれ(近隣の農村所領アリエルモンと一括される場合には同伯爵領 comté de Dieppe et Aliermont とも呼ばれる)、そこで大司教の行使する領主的諸権利 droits seigneuriaux (以下ではこれらを諸貢租ないし諸税とも訳す)<sup>(3)</sup>は、すでに一四世紀末にその整備と成文化がおこなわれていたが、一七世紀末に、その再整備を必要とする特別な事情が生じた。それは、ディエップが、フランス屈指の漁港として経済的に重要であったのみならず、英仏海峡を扼する要衝として軍事的にも重要な位置を占めていたために、ルイ一四世治下の対外戦争に際して列強の攻撃にさらされたという事情である。すなわち、アウグスブルク同盟戦争(ルイ一四世のファルツ侵入に対して列強が同盟してフランスと戦った戦争)の渦中で、一六九四年七月に、同市は、イギリス・オランダ連合艦隊によって徹底的に砲撃され、その市街の大半が焼亡してしまった。そして、この砲撃によって、ルアン大司教の領主館もまた破壊され、領主的諸権利に関する記録の多くが焼失してしまったため、その諸権利をあらためて整備する必要が生じたのである。本節では、砲撃からの復興の過程で領主権が再整備され

るに至った経緯を各種議事録によって検討するなかで、都市領主としてのルアン大司教が都市自治体や国王といかなる関係にあったかをも窺うことにしたい。

この砲撃を蒙った直後にディエップ市の築城計画をたてたヴォーバン元帥 *Maréchal de Vauban* は、築城の必要性について次のように述べている。<sup>(6)</sup>

「沿海諸都市の築城 *fortification* を不可欠ならしめている理由は、それらの都市が、そこに接岸しうるすべての「他」国民に対する国境線であると見なされねばならないことである。ディエップ市は、その他の都市よりも、さらに一層その必要性が高い。何故なら、ディエップ市は、イギリスとオランダに隣接しており、その両国こそ、「侵略の」野望を企てる能力を備えた強力な敵と見做されるべきであり、その両国の野望からフランスを防衛しなければならぬからである。他方、ディエップ市は、戦争に際してであれ、「平時の」両国の通商に対してであれ、両国に打撃を与える能力を持つことができるであろう。何故なら、ディエップ市は、大規模な植民事業の拠点であり、かつ、極めて優れた港に恵まれているからであって、これらの点だけからでも、同市は両国によって憎まれるに値するのである。……」

ディエップがこのように重要な都市であつたればこそ、国王ルイ一四世は、砲撃の翌年、一六九五年に、同市の復興のため、同市での国税の一部の免除と自由定期市の開催の認可という優遇措置を講じた。だが、この措置を決定するに際して、国王は、ディエップ市における国王（その地方行政権を担う地方長官 *Intendant*）と、都市領主（ルアン大司教）と、都市自治体という、三者の間の複雑な権利関係を考慮に入れざるをえなかった。なぜなら、ルアン大司教がここに領主的諸権利を有していただけではなく、同市の都市自治体もまた、王権および領主権に対して独自の権利を有していたからである。それら三者の複雑な関係は、この優遇措置を決定した一六九五年三月八日の国王國務顧問會議 *Conseil d'Etat [du Roy]* の議事録から読み取ることができる。すなわち、国王みずから臨席したこの會議の議事録の要旨は以下のようであった。<sup>(7)</sup>

「国王陛下は、ディエップ市の市長 Maire と市参事会員たち Eschevins と住民共同体 Communauté des Habriens とがその都市の復興のために陛下に対しておこなった極めて慎ましい嘆願を好意的に受納あらせられ、彼らに対して、陛下の保護のしるしと彼らの必要とする扶助とを与えようと思し召され、……国王國務顧問会議の正規の顧問官にして財務総監たるポンシャルトラン殿 sieur Phelypeaux de Ponchartrain の報告を聴取せられたる後に、国王國務顧問会議において以下のごとく命じられた。……上記ディエップ市の住民は、一六九四年七月二五日以後の一〇年間、砲撃以前に同市において陛下の利益のために徴収されていた次の諸税をすべて免除される。すなわち、免除される諸税は、同市の住民が、みずからの使用のためまたはみずからの生計のために、海路もしくは陸路から同市に搬入する食料品および諸商品に対して課される諸税である。……但し、これら諸税の免除のなかには、同市の住民が外国に輸出したり王国内で販売するために外国から輸入したりする諸商品に対する輸出入税は含まれない。……なお、「これら諸税の免除は」、同市においてルアン大司教殿の利益のために徴収されている諸税に損害を与えたり、同市の「ために徴収されている」旧来の通行税および同市の古来の資産に損害を与えたりしてはならないのであって、それらの「ルアン大司教とディエップ市とのための」諸税は、同市の住民によって過去に支払われていたのと同様に今後も支払われるべきである sans préjudice des Droits qui se lèvent en ladite Ville au profit du sieur Archevêque de Rouën, & de ceux de l'ancien Octroi & du Patrimoine de ladite Ville, qui seront par eux payez comme il a été fait par le passé。そして、その「大司教とディエップ市とのための諸税を確保するという」目的のために、その諸税の新しい税率表が、市長と市参事会員たちと住民たちとの立ち合いのもとに、「地方長官」ドルメッソン殿によって作成されるべきである à cet effet qu'il soit dressé de nouveaux Tarifs desdits Droits par ledit sieur Dormesson en presence des Maire, Eschevins & Habitans。その新しい税率表の作成は、旧来の税率表や権利証書ないし古文書が提示されうる場合にはそれらの証書類に基づいてなされるべく、それらの証書類が「砲撃によって」焼失してしまっている場合には占有ないし公けに知られた事実に基づいてなされるべきである。……さらに、

同市において商工業 Commerce を復興しかつ維持するためには、同市外の商人や外国の商人が、一年のある時期に、彼らの商品を同市に自由に持ち込み、かつ、それらの商品を同市で諸税の支払いを義務付けられることなしに自由に販売するということが最も有効な手段であることにかんがみて、国王陛下は、ディエップ市の市長と市参事会員と住民とに對して、彼らが適當と思う季節に、一五日間に限り、同市で自由定期市 Foire Franche を開催することを許可する。<sup>(8)</sup>……」

ここに見られるように、国王（およびこの議事録に署名している財務總監ポンシャルトラン）は、ディエップでの国税の一部の免除を認可するに際して、一方で、領主たる大司教と都市自治体との旧来の諸権利をそのまま容認し維持するという留保条件を認めつつも、他方で、旧来の証書に基づいて新たに制定される税率表は王権を代行する地方長官の手で作成されるのだということを決めて、領主や都市自治体に対する王権の優位をも示そうとした。この、国王と領主と都市自治体という三者の微妙な関係は、現地ディエップの市庁においても再現されることになる。

すなわち、この国王國務顧問會議の決定を受けて、ディエップ市庁 Hotel de Ville de Dieppe では、同年四月二十九日に、住民總會 *Assemblée des Habitans en général* が開催されたが、その總會の議事録の要旨は以下のようであった。<sup>(9)</sup>

まず、この總會に臨席していた、同市庁における国王代理人 *Lieutenant pour le Roy au Gouvernement de ladite Ville (procureur du Roy en cet hotel)* ボワッシェールから、前記三月八日の国王國務顧問會議の決定として、「ルアン大司教殿下と同市に属する諸権利「諸税」の新しい税率表が、同市の市長と市参事会員たちと住民たちとの立ち合いのもとに、この総管区の地方長官 *Intendant en cette Généralité (intendant en cette province)* たるドルメッソン殿によって作成されるべきこと」が告げられた。次いで、「この決定を実施するために、ルアン大司教殿下が、自分に所属し、かつ自分が占有していると主張する諸権利の明細表 *un Etat & Tarif des Droits qui lui appartient & dont il prétend être en possession* を」（その手中にある権利証書とともに）、前記ドルメッソン殿にすでに提出済みであるので、四月（二七日）の地方長官通達によって、その明細表および権利証書がドルメッソン殿から市参事会員たちおよび住民たちに伝達

されるべく定められたこと」が報告された。そして、「この通達を実施するためには、前記の明細表および権利証書を審査する examiner が必要であるので、今日の住民総会がドルメツソン殿によって召集されたのであって、この住民総会の召集は、住民たちによって適当と判断される人数の者たちが指名されるためであり、その指名された者たちが、前記市長および市参事会員たちとともに、前記「大司教の」諸権利の明細表等を審査するべきなのであること」が告げられた。こうしてこの住民総会は審議に入り、出席した住民たちは、満場一致で、六名の市民（氏名省略、後述のように全員が商人）をこの審査委員に指名した。

この住民総会の決定に基づいて、同じ日に、同じ市庁舎内で、前記の国王代理人ボワツシエールの臨席のもとに、市長と市参事会員たちと六名の委員とが特別会議 *Assemblée particulière* を開いた。その議事録は以下のようである。<sup>(10)</sup>

「この特別会議に、ルアン大司教宛下の執事 *intendant des affaires* たるドウ・リール殿が出頭して、同市において同宛下に所属する諸権利「諸税」の明細表と証書を提出して審査を求めた。それらの書類は、前記の市長、市参事会員たち、および、前述の住民集会によって指名された「六名の」商人たち *marchands* によって、閲覧され審査された。それらの書類は正しいものと認められ、同宛下が、それらの書類に記載された諸権利を、彼の前任者であるルアン大司教宛下たちが過去に占有していたのと同様に、今日も有効に占有していることが承認された *iceux ont été approuvez, & reconnu que ledit Seigneur est en actuelle possession des Droits y contenus, comme l'étoient Messieurs les Archevêques de Roüen ses prédécesseurs*。ただし、提出された明細表の第一四・一五・一八項については、欄外に註記を加えることが求められた<sup>(11)</sup>」。この特別会議の議事録に署名したのは、前記の国王代理人と市長と市参事会員（二名）と六名の委員（商人）であった。

以上の審査結果に基づいて、ルアン総管区の地方長官ドルメツソンは、同年五月二日に、以下のような命令 *Ordonnance* を発した<sup>(12)</sup>。その命令は、まず、同地方長官が、前記の審査の結果として新たに作成された新しい税率表 *Tarif* の原案を、

前記の住民総会および特別会議の議事録とともに吟味したことを記したうえで、次のように述べている。「ディエップ市においてルアン大司教殿の利益のために徴収される諸権利「諸税」に関しては、余によってその新しい税率表が作成されるべきことが前記の「三月八日の」国王國務顧問會議で決定されていることにかんがみて、……ルアン総管区を分担する国王親任官 *Commissaire départi en la Généralité de Rouen* 「地方長官のこと」たる余は、以下のことを命じる。すなわち、前記の諸権利「諸税」が、前記の「新しい」税率表に従って、支払い義務者たちによって、前記ルアン大司教殿の収入役ないし代理人の手に支払われ続けるべきこと、そして、その税率表およびこの命令書の正確に照合された謄本 *copie* が作成され、その謄本の一部はディエップ市庁の書記局に、もう一部は同市のバイイ裁判所「領主裁判所のこと」<sup>(13)</sup>の書記局に、それぞれ保管されるべきこと、である。ルアンにて、一六九五年、五月二日、ドルメツソン署名」。

以上のようないくつかの議事録等によって、次の二点が明らかであろう。第一に、領主たるルアン大司教（当時の大司教は有名な財務総監コルベールの息子たるジャック・ニコラ・コルベル *Jacques-Nicolas Colbert* であった）は、その領主的諸権利を一方的に領民（ディエップ市民）に押しつけることができたのではなく、むしろ逆に、その「主張する *prétendre*」諸権利の正当性を市民たちの代表によって「審査 *examiner*」されなければならない立場にあった。のちに見るように、領主的諸権利をめぐる領主と領民の間で激しい対立が生じるのは、両者の間にこのような関係があったからである。そして第二に、この領主権の再整備の過程において、常に王権の代理人たちが主導権を握っていた。つまり、国王（ルイ一四世）↓財務総監（ポンシャルトラン）↓ルアン総管区の地方長官（ドルメツソン）↓ディエップ市庁における国王代理人（ボワツシエール）、という、中央から地方への支配秩序が、この領主権の再整備を決定した各種の會議の中に貫徹していたのである。

もちろん、ルアン大司教が提出した旧来の領主的諸権利の明細表は、ほとんど修正されることなくそのまま承認されて、新しい税率表になった。しかし、この領主的諸権利の容認は、一方で市民たちの審査によってのみ可能となり、他方で王

権の支配秩序のもとにおいてのみ可能となった。ここに、ディエップ市における領主と都市自治体と王権という三者の關係が明示されている。その三者の關係は、前述の地方長官の命令の中に記されているように、地方長官の作成した新しい税率表の謄本が、一部はディエップの市庁に、他の一部は領主裁判所に、それぞれ保管される、ということの中に、象徴的に示されていると言えよう。

この三者のうち、領主と王権についてはとくに説明を要しないが、ディエップの都市自治体 *municipalite* については、若干の説明が必要であろう。ただ、私自身はこの都市自治体に関する史料研究をしていないので、以下の説明は、主としてデックの論文に依拠するものである。<sup>(14)</sup>

一般に、東部ノルマンディにおいては、中世のコミュニケーション運動が下火になったのち、百年戦争に際して英軍の侵入に対する都市の自衛の必要が生じ、その自衛（築城など）の費用を賄うために、国王が租税の一部（とくに通行税）を都市に譲渡する現象が多く見られた。そして、この通行税の徴収と治安の維持のために、住民が町役人を選んで都市自治体を構成する動きが、一四世紀後半以降、次第に顕著になった。ディエップにおいても、一四世紀後半には、国王ジャン二世やシャルル五世によって都市が通行税を徴収することが認められ、市民（ブルジョワ）の集会もしばしば開かれた。ただし、その集会は、領主たるルアン大司教の許可を得て、大司教の役人の臨席のもとに開かれるのであって、その大司教の役人が大司教の名において集会を召集するのだという形をとっていた。<sup>(15)</sup> さきに触れたように、一四世紀末に大司教の領主的諸権利の整備と成文化がおこなわれたのは、こういう動きを見せ始めた領民と市民に対して、領主の古来の権利を守るためであった。<sup>(16)</sup>

ところが、その後ディエップでは、一四三五年まで英軍占領下にあつて大司教の支配が及ばなかったため（大司教が再びディエップを掌握するのは一四四九年一月である）、その間に、占領英軍司令官の（住民の支持を得ようとする）意図もあつて、都市自治体の整備が進み、町役人の制度も次第に整えられた。その町役人は、一五世紀末には *Conseillers* な

どと呼ばれていたが、一六世紀末からは市参事会員 *Echevins* と呼ばれるようになり、住民総会で投票により選出されることになった。一六世紀の宗教戦争に際して、プロテスタントの町役人をカトリックの者に代えるため、この地方の国王代理人 *Lieutenant général du Roi* が町役人の選出に介入するようになり、一七世紀には、市参事会員などの町役人の選出は国王代理人の承認を得なければならぬことになった。<sup>(17)</sup> こうして、一五世紀から一七世紀にかけて、領主たるルアン大司教はディエップ市の行政管理権を次第に失うようになり、その行政管理権は、国王の代理人の監督のもとに、市長や市参事会員をはじめとする都市自治体の役人たちの手に移っていった。ただし、大司教は、ディエップでの上級・下級裁判権を持っていたので、警察権とギルドの統制権は大司教に属していた。<sup>(18)</sup>

さらに、ルイ一四世親政下の二七世紀後半になると、王権の積極的介入のもとでディエップ市自治体の機構の改編・整備が進められる。すなわち、一六六七年一〇月二七日の国王國務顧問会議の決定によって、以下の諸点が定められた。第一に、市庁（都市自治体 *Corps de ville*）を構成するのは、四人の市参事会員 *echevins*、四人の市評定員 *conseillers*、一人の市代理人 *procurer-syndic*、一人の書記官 *greffier*、そして王権を代表する統監 *gouverneur* またはその不在のときは国王代理人 *lieutenant du roy* であって、その統監または国王代理人がこの市庁の会議を主宰する。またこの市庁の会議には、ディエップの領主裁判所裁判官 *bailli seigneurial de Dieppe* とアルクの国王裁判所総代理人 *lieutenant général du bailliage d'Arques* が、一年交替で、議決権を持って列席する。第二に、この市庁が、町の公安警察業務 *police* と清掃業務 *nettoisement* とを統轄する。第三に、毎年、市参事会員一人と市評定員一人とが退官して新人と交替し、その新人を選任するために、毎年、サン・ミシエルの日のまへの日曜日に、住民総会 *assemblée générale des habitants* が開かれる。第四に、毎年、同じ日に、住民は八人の市民を選任し、その八人が市の会計検査を担当する。第五に、四人の市参事会員と四人の市評定員は、それぞれ一人ずつが組になって四組の業務分担班を編成し、それぞれの班が、①王令の執行と財政、②公共建造物と港湾、③施療院と貧民救済、④公道と警察、を分担する。以上の五点を骨子として一六六七年に改

編・整備された市庁の組織は、ほとんどそのまま一八世紀半ばまで存続することになった<sup>(19)</sup>。

この一六六七七年の改革においてとくに注目されるのは、一方で、王権を代表する統監または国王代理官が恒常的に市庁の会議の主宰者となることによって、国王の市政に対する監督権が強化されるとともに、他方で、それまで領主たるルアン大司教が掌握していた警察権が、市民を代表する市参事会員と市評定員の手に移されたことである。もちろん、領主の裁判権そのものが失われたのではなく、領主裁判所裁判官は国王裁判所総代理官と一年交替で市庁の会議に加わることができた。しかし、裁判権の実質的内容の主要部分をなす治安維持機能＝警察権が領主の手から失われたことは、ディエツプにおける領主権の弱体化を意味するであろう。<sup>(20)</sup> デックが、「この改革は、完全に大司教を度外視しておこなわれ、……国王の利益のために大司教に対抗し続けた」と述べているのは、<sup>(21)</sup> やや誇張に過ぎるとしても、大筋において正しい指摘であると思われる。

さきにわれわれは、一六九五年における領主権の再整備の経緯を各種の議事録によって検討し、次いで、中世末から一七世紀後半までのディエツプ市自治体の編成および機能の推移を若干の文献によって概観した。いま、あらためて一六九五五年の時点に立って概括するならば、次のように言うことができよう。ディエツプ市の領主たるルアン大司教は、一五世紀から一六六七年までの間に、市の行政権（広義の police）と警察権（狭義の police）とを次第に失い、その行政権と警察権は都市自治体の手に移ったが、同時に、市政全般に対する国王の監督権が著しく強化された。それゆえにこそ、一六九五年における領主的諸権利の再整備とその承認は、市民代表の審査を経ることによってのみ、かつ、国王から市の国王代理官に至るまで貫徹する王権の支配秩序のもとにおいてのみ、可能だったのである。従ってまたわれわれは、行政権と警察権とを失った領主の所持する諸権利が、金銭的特権としての性格を、つまり、反対給付なしに貢租＝諸税を収奪する権利という性格を、濃厚に帯びることになり、それだけ一層、収奪される市民の反感を呼ぶであろうことを予測することができる。そこで、以下、第二節では再整備された領主的諸権利の内容を検討し、第三節ではそれに対する市民の批判の

論点を検討することにしよう。

## 二 再整備された領主権の内容

前節で見たように、一六九五年五月二日に、ディエップ市におけるルアン大司教の領主的諸権利の一覧表が、「税率表 [Tarif des droits]」というかたちで、地方長官ドルメツソンの手で作成されたが、その税率表が正式に公布されたのは、同年五月二五日のことであった。<sup>(22)</sup> この税率表は、全文四五項目にわたり、さらに、それに付属して、「海路または陸路で同市を出入する諸商品に対してディエップの領主所領で課される税額の一覧表」(以下では「商品別流通税一覧表」と略記する)があり、そこには、約三〇〇品目の商品名が、その税額とともに、アルファベット順に列挙されている。<sup>(23)</sup> ここでは、その付属表を省いて、税率表四五項目の内容だけを、若干省略しながら紹介することにしよう。①から②までの分類標題のうち、最初の①と最後の②<sup>(24)</sup>は原文にないので筆者が適宜につけたものであり、それ以外は原文に従った。翻訳に際してはいくつかの辞書を参照したが、それらを註記することは省いた。

### ① 店舗税・かまど税・一般漁業税

第一項。ディエップ市の街路および公共の広場に面して店舗または屋台をもつパン屋に対しては、年額一〇ソル。その金額は、サン・ジャン「・バチスト」の日とクリスマスとの二期に分けて等額ずつ支払われるものとする。

第二項。「前項同様」肉屋に対しては、年額六ソル。「支払い期日も同様」。

第三項。「前項同様」魚の小売屋に対しては、年額一三ソル四ドゥニエ。「前項同様」。

第四項。「前項同様」小間物屋に対しては、年額九ソル。「前項同様」。

第五項。週市の日 *jours de Marche* に露店を出したり、街路で布包みを開けて商品を買ったりする外来の小間物屋

Mercier Forain に対しては、毎日一ドゥニエ半。

第六項。かまど税 *droit de Foyage* として、各戸（かまど *Feu*）ごとに、三年ごとに一ドゥニエ。ただし、慣習 *Coutume* により免税の戸は除く。

第七項。八月を除き、年間を通じて、漁業から戻った各漁船からは、最も良い魚 *le plus beau poisson* を「徴収する」。ただし、鱈 *Turbot* や、国王の魚 *poisson Royal* [うるかなど] や、*rouge* [t] は、[この徴収から] 除外される。そして領主は、この除外された魚を、魚商人の評価に従って、入手することができる。漁業者たちは、領主館の許可を得ることなしに魚を陸揚げしたり売ったりしてはならない *Et ne peuvent les Pêcheurs déclarer, ny vendre leurs poisson[s], sans prendre congé de la Vicomté*。

② サン・ドゥニの定期市の期間中に徴収される諸税 *Droits de Coutume, dus pendant la Foire Saint Denis*  
第八項。この期間中に外来者によって搬入される葡萄酒一樽ごとに、六ドゥニエ。この期間中に市外に搬出される葡萄酒一樽ごとに、六ドゥニエ。「その他の品目について途中省略」。この期間中に屠殺される雄牛・牝牛・仔牛一頭ごとに、一ドゥニエ。同じく豚および羊一頭ごとに、半ドゥニエ。

第九項。一〇枚で一束の皮革、一束につき一ドゥニエ、かつ、領主館の許可を得ることを要する & *obligé à prendre congé à la Vicomté*。「以下、皮革に関する細目省略」。

### ③ 陸上通行税 *Coutume & Droit de Barrage*

第一〇項。馬は、一頭ごとに、一ドゥニエ。荷馬車は、荷を積んでいても空でも、一ドゥニエ。鮮魚は、一荷が一籠から成るときは、一荷ごとに一ドゥニエ、一荷が三籠から成るときは、二ドゥニエ。鯨は、一、〇二〇尾単位なら、

二ドウニエ、一、二〇〇尾単位なら、三ドウニエ。「以下省略」。

④ エートル市場税 *Coûtume du Marché de Laitre*

第一一項。大麻一荷ごとに、八ドウニエ。亜麻一荷ごとに、三ドウニエ。「途中省略」。胡桃、林檎、梨、チーズ、およびその他の果実、一荷ごとに、その価格の二十分の一 *un sol pour livre de la valeur*。「以下省略」。

⑤ 呼び売り免許税および木炭「等」の計量税 *Coûtume de Criage & Mesurage du Charbon*

第一二項。「領主は」、葡萄酒、リキュール、その他の商品の呼び売り人 *Crieur* になる免許を与える権利「を有する」。「免許税の金額は不明」。「また領主は」、木炭、薪、土砂、漆喰、玉葱、タン *Tan*「革鞣しのための樹皮粉」などの計量役人 *Mesureur*「を任命する権利を有する」。その計量役人には、それらの計量に際して、一ミユイごとに、一二ドウニエが支払われる。ただし、漆喰については、背負い籠一杯分の漆喰につき、石材一片または二ドウニエが、売り手の選択によって支払われる。

⑥ 漂着物に関する慣習 *Coûtume de Varech*

第一三項。海で発見されたものは、すべて、領主館に運ばれること。そして、それらのものは、「所有者の」請求なしに一年と一日が経過したのちには、領主のものになる。その場合、発見者には、その御苦労賃が支払われる *en payant la peine de ceux qui les auront trouvées*。

⑦ 海上運送税 *Coûtume du Foutyer*「等」

第四項。麦、その他のすべての穀物、塩、木炭、タン、その他の品物の船荷 *Navée* については、それぞれの船荷ごとに、それらが計量されるとき、それぞれシャベル一杯分 *une pelle* 「が徴収される」。(欄外註記、外部船籍の場合にも妥当する)。同じく、葡萄酒の船荷については、最良質の葡萄酒一桮または四ドゥニエ。同じく、羊毛の船荷については、羊毛の小束四つまたは四ドゥニエ。

第五項。計量されない品物の船荷については、葡萄酒を除いて、それぞれの船の船荷ごとに、四ドゥニエ。(欄外註記、外部船籍の場合にも妥当する)。

第六項。港に入る船一隻ごとに、それが積荷を積んでいてもいなくても、自分の意志で入港したのでも天候のために入港したのでも、また、「当市で積荷を」販売してもいなくても、四ドゥニエ。

第七項。前記の領主たち「歴代のルアン大司教のこと、以下では、煩を避けてただ領主とする」は、領主館にある度量衡原器に基づいて度量衡の検定 *Jauge des poids & mesures* をおこなうために、検定役人 *Jaugeur* を任命する権利を有する。その検定役人は、検定に際して二六ドゥニエを徴収し、枘や秤を使用する小売商人の店を検査する。亜麻布の計量税 *anage des Toiles* は、布一〇〇反につき、八ソル四ドゥニエ。「以下省略」。

⑧ 風車または水車による製粉税「など」*Coutume de la moule des Moulins à vent & à l'eau*

第八項。製粉に際しては、製粉された穀物の二十四分の一が徴収される。(欄外註記、製粉場を所有している場合にも妥当する)。

第九項。ディエップの河川や海岸とそこでの魚取り *La Rivière & la Pêche de Dieppe* は、領主に帰属する。その河川や海岸では、何人も、網、築、釣針、その他の方法で、魚取りをしてはならない。違反すれば、罰金。

第二〇項。蹄鉄屋が、仕事場を街路に張り出しているときは、年額五ソルを、通常の四期に分けて支払う。

⑨ 穀物の市場税と計量税 *Cottume du Hallage & Mesurage des Grains*

第二一項。領主は、宣誓した穀物計量役人 *Mesureurs de Grains jurez* を任命する権利を有する。その計量役人は、領主館に置かれるべき度量衡原器に基づいて、「穀物市場で」、穀物を計量し、枘を検定する。計量に際して、計量役人は、一ポワソー当たり二ドゥニエを徴収する。

また、「領主は」、荷馬車や荷車の積載監視役人 *Chargeurs* を任命する権利を有する」。その積載監視役人は、「穀物市場での」積み下ろし *charge & décharge* に際して、荷馬車一台分につき一〇ソルを徴収する。

⑩ 葡萄酒その他の商品の卸し売り仲介人 *Courtiers de Vins & autres Marchandises*

第二二項。領主は、葡萄酒その他の商品の卸し売り仲介人を任命する権利を有する。その仲介人は宣誓をする。「葡萄酒の卸し売りに際して葡萄酒商人から」その仲介人に、以下の金額が支払われる。すなわち、一樽当たりなら三ソル、一クー「容量単位」当たりなら一八ドゥニエ、一ポワンソン「容量単位」当たりなら九ドゥニエ。それ以外の商品の卸し売りに際しては、仲介人は、その商品を売る商人から徴収できるだけの額を *ce qu'ils [= courtiers] peuvent obtenir du Marchand vendeur* 「徴収する」。

⑪ ブウティユの製塩所 *Salines de Bouteilles*

第二三項。ブウティユで製造された塩一ミュイにつき、一ドゥニエ。ただし、一ミュイは一ニポワソーとする。塩を積んだ馬または驢馬に対しては、一頭につき、一ドゥニエ。

第二四項。領主は、上記のブウティユ小教区に対して、上級裁判権 *Droit de Haute-Justice* を有する。ただし、そ

の小教区にはこの領主に帰属しない若干の封地 *Fiefs* もある。「領主の上級裁判権に」帰属する者で製塩所を持つ者 *les resseans ayans Salines* は、領主館の度量衡検定役人の検定を受けたボワソー枘を用いるべきこと。

第二五項。マシヨンヴィルとアルクの間には、「大司教の池」と呼ばれる牧草地が存在する。領主は、その牧草地で草を食う家畜一頭ごとに、サン・ジャン・バチストの日に、一ドゥニエを徴収する権利を有する。もし、その税が支払われない場合には、「領主は」その家畜を押収してブウテイユの牧養場に入れることができる。

第二六項。ブウテイユにパンを運ぶパン屋に対しては、パン一個の価格が一ドゥニエ以上の場合、馬に積んだ一荷当たり、二ドゥニエが課される。

⑫ 年間を通じてディエップ港に陸揚げされる鯧に関する税 *Cottume de Harengs venans à Dieppe, pendant toute l'année*

第二七項。入港して鯧を陸揚げするすべての漁業者 *Pêcheurs* は、「漁船一艘の」漁獲が四、四五〇尾以上である場合には、最高値を規準にして一、〇〇〇尾の値段に相当する金額を、税として支払うべし。また、もし漁獲が四、四五〇尾未満であった場合には、一リーヴルに対して二ソルの割合で、すなわち、漁獲した鯧の「総価格の」十分の一を、支払うべし。

他所の港で塩漬けにされた鯧「がディエップ港に陸揚げされた場合」については、一、二〇〇尾当たり二ドゥニエ。購入された鯧「がディエップ港に陸揚げされた場合」については、それは商品であるから、一、〇二〇尾当たり八ドゥニエ。

塩漬けにするために漁業者によって陸揚げされた鯧は、領主館の前で、荷主ないし船主によって *par les Hôtes & Propriétaires de Bateaux*、公開の場で売却されるべし。「以下省略」。

⑬ 商品として売買されるためにディエップに搬入される生鮮鯧・燻製鯧・塩漬け鯧に課される税 *Coutume d'acquiter les Harens marchands, frais, sors, ou sallez, venans à Dieppe marchandement*

第二八項。ディエップの商人であれ外来の商人であれ、ディエップに鯧を搬入するすべての商人は、一〇、二〇〇尾につき、六ソル八ドゥニエを支払う。

それが生鮮鯧である場合には、一、〇〇〇尾につき、二ドゥニエ。

外来の商人が、馬または荷馬車でディエップに搬入する場合には、一、二〇〇尾につき、二ドゥニエ。

領内の市民権所持者 *Les Bourgeois de Vicomté* は、上記の税を免除される。ただし、荷下ろしの許可 *congé de décharge* を得るべきこと。

⑭ サン・ミシエルの日から復活祭までの、生鮮鯧・塩漬け鯧に課される税 *L'acquit des Maquereaux frais ou sallez depuis la S.Michel jusqu'à Pâques*

第二九項。サン・ミシエルの日から復活祭までの期間に搬入された鯧は、生鮮であれ塩漬けであれ、一、三三〇尾につき、八ソル。

⑮ 復活祭からサン・ミシエルの日までの、生鮮鯧・塩漬け鯧に課される税 *L'acquit des Maquereaux frais ou sallez depuis Pâques jusqu'à la S. Michel* [およびその他]

第三〇項。復活祭からサン・ミシエルの日までの期間に搬入された鯧は、一、三三〇尾につき、四ソル。

第三一項。ディエップ市から搬出されるときには、生鮮鯧は、一荷につき、一ドゥニエ。塩漬け鯧なら、二ドゥニエ。

エ。一、〇〇〇尾ごとなら、四ドゥニエ。

第三二項。ねずみいるか Marsouins や国王の魚 Poissons Royaux [いるかなど] を漁獲した漁業者は、それらを許可なしに船から陸揚げしてはならない。違反すれば没収。

第三三項。鳥賊 Seches は、一、二〇〇杯ごとに、三ソル四ドゥニエ。

⑩ 塩に対する税 Acquit de Sel

第三四項。外来の商人によってディエップに搬入された粗塩 Sel gros、および、いかなる人によってであれディエップで積み込まれた粗塩に対しては、二三ミノに当たる一ポワゼごとに、六ドゥニエ。

⑪ 麦およびその他の穀物に対する税 Acquit de Bleds & autres Grains

第三五項。海路ディエップに来る外来者によって、「ディエップ」市民ではない商人のために、船に積み込まれて来たあらゆる穀物に対しては、一ミュイごとに、六ドゥニエ。[以下省略]。

⑫ タン [革鞣し用の樹皮粉] に対する税 Acquit de Tan

第三六項。タンに対しては、一ミュイごとに、六ドゥニエ。一荷ごとなら、一ドゥニエ。

⑬ パンに対する税 Acquit de Pain [パン]

第三七項。販売を目的として、ディエップに搬入されたりディエップの外に搬出されたりするパンに対しては、荷馬車一台分につき、二ドゥニエ。馬または驢馬の荷については、一ドゥニエ。

第三八項。外来者によつてディエップに搬入されまたはそこから搬出される金欄の絹織物 *Drap de Soye doré* に対しては、一反当たり、八ドゥニエ。その他の織物に対する税は、付属の一覧表〔註23に記した商品別流通税一覧表のこと〕に記載される。

⑳ イギリスとの往来に際しての税 *Coutume du Passage d'Angleterre*

第三九項。徒歩でイギリスから来た人間に対しては、一人当たり七ドゥニエ。馬は、一頭につき一ソル二ドゥニエ。〔以下省略〕。

第四〇項。イギリスに渡る馬に対しては、一頭につき三ドゥニエ。〔以下省略〕。

㉑ 臣従礼、領主地代、上級裁判権、市民権許可、など

第四一項。クレパン〔市内の街区名〕の封地の所持者 *les Possédans le Fief-Crespin* は、御公現の祝日に、晩禱のあとで、下記の贈物を領主館に持参すべし。すなわち、生の豚の頭三個、それらは、月桂樹の葉と香草で飾られ、それぞれ鉢に入れられ、それらの口にはオレンジまたは赤い林檎を啜える。その贈物には、五ソルを入れた銀のカップが添えられる。この贈物の持参には、楽隊ないし太鼓たたきが随行する。そして、封地の所持者は、その特権 *Franchises* の享受に対して、領主たる大司教に、臣従礼 *hommage* をなすべし。

第四二項。ディエップ市および〔城外区〕ル・ポレのいくつかの土地 *plusieurs Fonds* について、領主たる大司教に対して、領主地代 *Rentes Foncières & Seigneuriales* が支払われるべし。その地代の額は記録文書 *Chartrier* 所収の一覧表によるものとする。

第四三項。領主たる大司教は、ディエップおよびル・ポレにおいて、上級裁判権 *droit de Haute-Justice* を有する。その上級裁判所において、彼は、以下の諸役職 *Offices* の任命権を有する。即ち、裁判官 *Baillif*、総括代官 *Lieutenant*

Général & Particulier' 代理役 Procureur' 弁護士 Avocat' 書記役 Greffier' 公証人 Notaire' 執達吏 Sergens' である。また彼は、ディエップとル・ポレに監獄を設置する権利 droit de Geolle を有し、かつ、上級裁判権の執行役 Exécuteur de Haute-Justice を任命する権利を有する。その執行役は、ディエップ市に居住して、オートの領主に属する土地にあるモンタコーの丘の上に首吊り台 fourches を立てる権利を行使し、かつ、警察権 Police'、失権宣告権 desherance'、およびその他の諸権利を行使する。その執行役の行使するそれらの諸権利は、上級裁判権者 Haut-Justicier [たる大司教] に属するものである。

第四四項。領主たる大司教の収入役 Receveur は、ディエップ市に一年と一日以上実際に居住した者に対して、ディエップ市民 Hommes-Bourgeois たるしめ、宣誓をおこなわせて、諸特権 Franchises の享受を許可する権利を有する。

第四五項。以上の諸税の他に、一六四八年六月二二日に、「地方総督」ロングヴィル公殿の命令により、ディエップ市の市参事会員および住民との同意に基づいて作成された一覽表「註23に記した商品別流通税一覽表のこと」に記載されている諸税が、領主館に支払われるべきである。

[以上]

以上に大要を訳出した一六九五年の「税率表」四五項目は極めて多岐にわたるが、これを通観すれば、ディエップにおける領主的諸権利は、①広義の商品流通（店舗、市場、計量、漁撈、製粉などを含めて）に対する徵税権と、②領主所領の人間と土地に対する支配権とに大別されるであろう。この両者のうち、②に属するものは、第六項のかまど税、第三九―四〇項のイギリス往来税、第四一項の臣従礼要求権、第四二項の領主地代、第四三項の上級裁判権、第四四項の市民権許可権、だけであって、その他はすべて①に属する。もちろん、商品流通に対する課税も、その淵源をたどれば領主の裁判権に由来するから、この両者が全く異質であるとは言えない。しかし、①がもっぱら金銭の収入を目的としているのに

対して、②は主として支配権の誇示を、目指しているという点で、両者はその性質を異にすると、言つてよいであらう。②のなかにも、かまど税や領主地代のように金銭の収入を目的としているように見えるものもあるが、そのうちのかまど税は、フランス王国に併合される以前のノルマンディ公の貨幣鑄造権に由来し、領民に対する領主の支配権を象徴するものであつたし、領主地代は、市域全体に及ぶのではなく「いくつかの土地」に課されるだけで、土地に対する領主の支配権の存続を象徴するものであつた。

このように①と②を区分してみれば、ディエップにおける領主的諸権利の圧倒的大部分が①に属することは明瞭であり、当時の領主権が、進展しつつある商品経済をその流通面において把握し、そこから諸税を徴収するという、金銭的特権としての性質を濃厚に帯びていたことは疑問の余地がない。このことは、すでに前節の末尾でわれわれが予測していたことであり、また、農村所領とは異なる港市ディエップにおいては、いわば当然のことでもあらう。

しかしながら、われわれはまた、②の持つ意味を無視することはできない。なぜなら、②に属する諸項目は、たといそこから収入がごく微小であらうとも、支配権を象徴するという重要な機能を持つていたと思われるからである。さきにも前節で見たように、領主たるルアン大司教は、一六六七年までのうちにディエップ市の行政権と警察権を事実上失つていたのであるが、それだけにますます、彼は、第四三項において、自分こそが上級裁判権およびそれに付随する警察権の所持者であることを強調したのであらう。そして、第四一項での封臣に対する仰々しい臣従礼の要求や、第四三項での監獄や首吊り台の維持は、まさに、領民の人身に対する支配権を誇示しようとする領主の執念を明示している。こうして、われわれは、一六九五年の「税率表」に集約された領主的諸権利が、金銭的特権としての性質を濃厚に帯びながらも、なお、支配権の象徴としての意味をも有していたという、その二面性を指摘することができよう。こうした二面性を持った領主権がその後どのような状況に直面するかは、次節以下で検討することにしよう。

だがそのまえに、この「税率表」の内容を正確に理解し、かつ革命までの間のその運用の実態を知るためには、なお二

つの手続きを履まなければならない。

その一つは、この「税率表」の文言そのものの吟味が必要だということである。すなわち、この「税率表」は、全体として、さきに触れた一四世紀末の『ディエップの所領の慣習 *Le Customier de la Vicomté de Dieppe*』（ディエップにおける大司教の領主的諸権利をティユリエが整備・成文化した文書で、以下では「慣習」と略記する）を項目に分けて要約的に再整備した一覧表という性格を持っているので、一七世紀末の「税率表」の文言を正確に理解するためには、一四世紀末の「慣習」と対比する必要がある。だがそれはかなり煩雑であるので、その対比を含めた四五項目の註釈は、要点だけを註に記すことにしたい。<sup>(25)</sup>

もう一つは、この一六九五年度の「税率表」の文言だけでは領主の諸権利の実際の運用のされ方を十分には知りえないということである。すなわち、この「税率表」にはいくつかの不備や問題点があり、それゆえに、この「税率表」の適用ないし運用をめぐって、その後、かなりの紛争が続発した。従って、一七世紀末から革命までの領主権の実際の内容を知るためには、それらの紛争の経緯と結末を検討しなければならないのである。だが、筆者はそれらを網羅的に検討するだけの史料調査をしていないので、ここでは、代表的と思われる二つの事例だけを取り上げることしよう。

第一の事例は、陸上通行税 *barriage*（「税率表」の第一〇項）の税収の帰属に関する問題である。第一〇項は、市の二つの関門で通行税を課される車馬や商品とその税額を列挙しているだけであり、「慣習」も基本的に同様である。しかし、モラによれば、すでに一五世紀に、この税の収入は、その三分の二が都市自治体に帰属して街路の舗装に充たされ、他の三分の一だけが大司教に帰属したのである<sup>(26)</sup>。この分割帰属の規定が「慣習」にも「税率表」にも欠けていることの理由は不明であるが、<sup>(27)</sup> いずれにせよ、この不備は、「税率表」公布直後から紛争を惹起した。その結果、新任の地方長官は、一七一〇年にこの通行税に関する命令を発し、「その三分の二は都市自治体に帰属し、他の三分の一はルアン大司教に帰属する」と明示した<sup>(28)</sup>。従って、一八世紀中葉に書かれたギベール

のメモワールも、通行税のこの分割帰属を確認している。<sup>(29)</sup>

第二の事例は、第七項の一般漁業税と第二七項の鯧漁業税の徴収方法に関する問題である。これらの漁業税の徴収のためには、陸揚げされる漁獲物の総量とその価格を領主が正確に把握していることが前提になっているが、その把握にはかなりの困難が伴ったようである。これらの税は領主の収入のなかでも大きな比重を占めていたから、領主の代理役や収入役は、「税率表」公布以後しばしば、ディエップの領主裁判所に提訴して、漁獲物の総量とその価格の把握に努めている。

まず、第七項の一般漁業税については、一七五二年一月五日の領主裁判所の裁決がある。<sup>(30)</sup> この裁決は、領主の代理役の提訴を受けて、以下のように命じた。「今後、税率表の第七項に即して、すべての親方漁業者 tous Maîtres Pêcheurs<sup>(31)</sup>は、その魚を売りに出したり陸揚げしたりするのに先立って、領主館の許可を得ることが義務づけられ、違反すればその魚は没収される。かつ、魚の販売業者等には、前記の許可が得られる以前に、漁船に立ち入って魚を選別したり買い付けたり持ち出したりすることが禁止され、違反すれば二〇リーヴルの罰金が課される。さらに、領主の代理役またはその指定する者には、魚の持ち出しを防止するために、前記の漁船から出て来る者を検査し、違反者に対して法に合った措置が取られるために、違反者に対する調査を作成する dresser Proces-verbal<sup>(32)</sup> ことが、権限として認められる」。

次に、第二七項の鯧漁業税については、一八世紀初頭以来、数次にわたる領主裁判所の裁決が出されたが、それらに共通する趣旨は、鯧の漁獲量を正確に申告させるとともに実際の売値を知る手段を講じることにあつた。すなわち、領主の収入役の提訴を受けて一七一一年一〇月一四日に出された裁決は、「漁船の親方 Maîtres des bateaux pêcheurs は、その申告書に、その漁獲した鯧の数量と品質を記入すべく、かつ、その漁獲の少なくとも半分を領主館「の前」で陳列し販売するといふ条件のもとでしか鯧を「商人に」引き渡してはならない」と定めた。この引用の後半部分は、鯧の実際の売値を把握するためである。<sup>(33)</sup> 次いで、領主の徴税請負人の提訴を受けて一七五八年一月一八日に出された裁決は、漁獲した鯧の数量の申告の義務に加えて、申告に先立って売却ないし引き渡しされた魚は没収され、正確な申告を怠った者には

五〇リーヴルの罰金が課されることとし、さらに、「前記の申告を検証するために、前記の徴税請負人は、その代理人を漁船に派遣し、違反者があればその調書を作成する権限を与えられる」と定めた。そして、この一七五八年の判決に対して同市の商人が異議申し立てをしたことに端を発する紛争に際しては、一七六二年七月一二日の判決が、異議申し立てを却下したうえで、申告義務についてさらに詳細な規定を設け、また、漁獲の少なくとも半分を領主館の前で販売するという条件についても、違反者に対して五〇リーヴルの罰金という罰則を定めている。

以上で見たように、一六九五年の「税率表」が実際に運用されるに当たっては、いくつもの問題点があった。ここでは、それらの問題点のうち、解決が容易なものの代表例（陸上通行税）と容易でないものの代表例（漁業税）とを取り上げて簡単に紹介した。陸上通行税に関する「税率表」の不備は一七一〇年の地方長官命令によって容易に解決されたであろうが、一般漁業税と鯨漁業税の徴収における根本的な問題点、つまり、漁獲量とその価格を領主が正確に把握することの困難性は、数次にわたる領主裁判所の判決によっても容易には解決しなかったであろう。例えば、日々の鯨の価格を正確に知るために、漁獲の少なくとも半分を領主館の前で販売させるという規定を罰則つきで設けたとしても、その方策が果たしてどれほどの実効性を持ったかは、甚だ疑問であろう。<sup>34</sup> 漁業税に集約されるそれらのいわば本来的な困難性は、それらの税の徴収方式の不備によって更に増幅されることになるのであるが、その点は第四節で述べることにしよう。そしてわれわれは、「税率表」公布の直後から、漁業税をはじめとする領主的諸権利の孕む問題点をめぐって紛争が続発し、それに対して領主裁判所が強硬な姿勢で次々に判決を出さなければならなかったという事実そのものに注目しよう。なぜなら、そういう紛争の背後には、領主の諸権利に対する領民・ディエップ市民の側での厳しい批判があったことが推測されるからである。ルアン・大司教の領主権は、一八世紀のうちに、そういう市民の側からの批判ないし抵抗という状況に直面したのである。そこで、以下では、領主的諸権利に対して市民の側から提起された批判がいかなる論理に基づくものであったかを検討することにした。

### 三 領主権に対する市民的批判の論理

前節の末尾近くで、鯨漁業税に関する領主裁判所の三件の判決を紹介したときに触れたように、一七五八年の判決に関しては、それに対する同市の商人の異議申し立てに端を発する紛争が生じ、その紛争に対して一七六二年の判決が出されたのであるが、この紛争は、実は、単なる一商人の異議申し立ての域を越えていた。つまり、六二年の裁判の記録を見ると、次のような事情が明らかになる。<sup>(35)</sup> すなわち、この裁判における原告 *demandeur* は領主の収入役 *receveur* であって、彼がこの訴訟を提起したのは、「当市の商人 *Negotiant* ジャック・ジャンが一七五八年一月一八日の判決の執行を拒否 *refus* したのに対して、同判決に規定された「漁獲量等の」申告をなすことを同人に強制 *condanner* するように命令を出してもらったため」であった。従って、この六二年の裁判における被告 *defendeur* は当の商人ジャンであるが、原告側からの出廷要請 *haro* に応じて出廷したのは、当の被告ジャンのみではなかった。「ディエップ市の商事裁判所の総代理官殿 *monsieur le Procureur Syndic de la Jurisdiction consulaire de Dieppe* が、一七五八年一月一八日の判決に対して異議を申し立てるべしという「同商事裁判所の」一七五九年一月一九日の決議に基づいて、前記の出廷要請に介入して出廷した *intervenue sur ledit haro, vertu de délibération du ……; demandeur en opposition contre la Sentence du ……*」。

こうして、この紛争は、領主裁判所に対する市商事裁判所の全面的対決という様相を呈したのであり、<sup>(36)</sup> しかも、被告側の弁護人には、当代きっての慣習法学者ウアール (*Maire Howard*)、さきに挙げた慣習法辞典の著者<sup>(36)</sup> がついていたのである。

この紛争そのものは、前節で見たように、一七六二年の判決により、被告側の全面的敗訴に終わったのであるが、領主裁判所にかかる高圧的態度が被告側を納得させざるはずはなかった。一七六四年から六五年にかけて新たな紛争が発生し、その紛争の舞台はルアンの高等法院 *Parlement de Rouen* に移された。そしてそこでは、鯨漁業税のような個々の税の徴

収方法が問題にされただけでなく、大司教の領主的諸権利の根拠そのものが問われるに至った。その間の事情は、一八世紀のギベールのメモワールによれば、およそ以下のようであった。<sup>37)</sup>

新たな紛争の発端になったのは、一七六四年に、市長と市参事会員たちが免税の自由市場を設置しようとしたとき、大司教が、自分の持つエートル市場税(さきの「税率表」の第一項)の徴収権が脅かされるとして、自由市場の設置に反対したことである。この紛争は直ちにルアン的高等法院に持ち込まれ、大司教の領主的諸権利の根拠を審査することが必要であると考えられたので、同高等法院は、一七六五年七月に、諸税の徴収権者に対してその権利証書 *lettres* を提出することを命じた。大司教の徴税請負人は、あの一六九五年の「税率表」を提出してそれを認可 *homologuer* させようとしたが、都市自治体側は、その「税率表」は権利の濫用 *abusif* であるとしてその認可に反対し、同法院の許可を得てみずからの弁駁論を展開した *La ville obtint de la Cour une permission de se defendre*。このとき、都市自治体側で弁駁論を展開したのは、ギベールのメモワールの編纂者アルデイの註によれば、さきに見た一七六二年の裁判で被告側にいた商人ジャック・ジャン(六五年には商人ギルドの代表)と、慣習法学者ウアール(六五年には市参事会員)であったという。

一六九五年の「税率表」が正当な根拠を有するか否かをめぐる双方の立論については、ギベールの要約があるが、ここでは、おそらく本稿の読者も疑問に思うであろう一論点だけを紹介しておこう。それは、第一節で述べたように、あの「税率表」は都市自治体の「審査」を経て作成されたはずであるのに、なぜ都市自治体側はそれを不当であると攻撃したのか、という問題である。この点について、ギベールの要約によれば、都市自治体側は、「税率表」が「住民たちの知らないうちに *a leur (= habitants) inscu*」大司教の役人たちによって作られたのだ」と主張したのであるという。七〇年まえのことであるとは言え、この主張はおそらく事実に対する強弁であろう。このルアン高等法院での裁判が、結局のところ、一七六七年六月四日に、大司教側の勝訴に終わったのも、あるいはかかる都市自治体側の強弁が災いしたのかも知れない。残念ながら、この高等法院の裁決の原文を見ていない筆者には、その点を確かめることができない。だが、この点について

の都市自治体側の主張が無理な強弁であるか否かは別として、われわれにとって重要なのは、領主的諸権利に対する市民の側からの批判がどのような論理によって構築されていたのかということ、換言すれば、その批判がいかなる性格のものであったのかということである。

幸い、筆者は、この点を明らかにしうる史料を見出した。それは、この高等法院での裁判における都市自治体側の弁駁論であるとはば確実に推定できる長大な手稿文書である。<sup>(38)</sup>「ルアン大司教祝下がディエップで徴収している諸税（諸権利）の税率表に関する考察」と題された全文三一ページにわたるこの文書は、領主的諸権利の存在そのものに対する総括的かつ根源的批判に始まって一六九五年の「税率表」の逐条批判に及ぶものである。ここでは、その総括的批判の部分を中心にして、若干の興味ある論点を以下に紹介したいと思う。なお、引用文中の傍点は引用者による。

まず、総括的批判は次のように展開される。

「およそ何程かの重要性を持つ町においては、領主が、そこで販売されたり計量ないし秤量されたりする諸商品に対して何等かの税を徴収するのが常である。だが、その諸税は、通常は、以下のごとき根拠に基づいている。すなわち、領主が、「諸商品の」販売や購入に必要な土地を提供したり、商人や商品を悪天候から防護するための市場やその他の建物を建設したり、枘や秤を提供ないし保全したり、計量人や秤量人の賃金を支払ったりする、ということ根拠にしている。なぜなら、いかなる貢租も無償ではありえないということ、そして、貢租の起源は、その支払義務者がその支払額に見合うだけの反対給付を受け取る、という同意に基づいているべきであるということ、これが貢租についての原則だからである  
Car il est de principe qu'aucune redevanche n'est gratuite & qu'elle doit tirer son origine d'un accord par lequel l'obligé a reçu l'équivalent de ce à quoi il s'est soumis。

従って、およそ税なるものは何等かの根拠を前提にしており、何等の明白な根拠をも持たないような税が維持されているとすれば、それはただ不当な収奪として存続しているのに他ならない。Tout droit suppose donc une cause, & celui qui

n'en auroit visiblement aucune, ne pourroit être gardé que comme une exaction。だが、ときとして、権力や威力は、そのような不当な収奪を長期にわたって存続させるのに成功してきた。

およそ税なるものは、何等かの根拠を持たなければならぬのと同時に、何等かの合意に基づく契約、une convention を前提にしており、その税を変更するに際しては、新たな別個の契約によらなければならず、その契約においては、契約の両当事者はともに完全に自由でなければならぬ、où la liberté soit entière de la part des contractants。

今を遡ること最も遠き昔から、わが国王たち自身、これらの原理に従い、三部会に代表された人民みずからの合意を得たのちでなければ、御用金を長期にわたって徴収することをしなかつた。……今日においてもなお、国王たちは、何等かの租税を創設するに際しては、その理由を明示して、高等法院に代表される人民の同意を取り付けることなしにはそれを創設しないのである。いわんや一介の領主においておや。領主たるもの、いまわれわれがこの同じ原理にのっとりて彼の徴収する諸税の本質 nature と、起源 origines と、根拠 causes と、そしてその変遷 variations とを審査しようとしているのを、ゆめ白眼視してはならないのである。

ディエップ市は、その領主たるルアン大司教に、多大の税を支払っている。

われわれがここで意図しているのは、以下の諸点を立証することである。すなわち、まず、それらの税の大部分が、何等の根拠も持たず、その創設の理由もないということ、従ってまた、その設定は、担税者との何等かの合意を前提にして、いるはずがないということである que la pluspart n'ont jamais eu aucunes causes, ny prétexte de création & que leur établissement ne peut par conséquent supposer aucun accord avec les redevables。次に、何等かの根拠を持っているかに見えるその他の税も、大いに増税されており、その増税については、新しい根拠は何もなく、住民の同意も一切ないということである。そして最後に、当地の住民は原則としてそれらの税を免除されて然るべきであるにもかかわらず、彼らは若干の税の一部分しか免除されていないということである……」。

この格調高い総括的批判において基本原理になっているのは、根拠 $\parallel$ 理由なくして課税なし、ということと、自由な合意に基づく契約なくして課税なし、ということである。後者の原理が社会契約説の適用であることは言うまでもないとして、われわれの注目を惹くのはむしろ前者の原理である。この文章で最も頻出するキーワードは *cause* という語であり、ここでは根拠と訳したが、理由と訳してもよいであろう。つまり、この批判文書の狙いは、領主的諸貢租の根拠ないし理由の正当性を問う、ということである。そして、ここで特に注目されるのは、その根拠が、通例見られるように古来の慣習とか権利証書の存在とかに求められているのではなく、いかなる貢租も無償ではありえず、担税者は税額に相当する利益を与えられるべきだという、まさに互酬性の原理に求められていることである。この批判文書は、この互酬性原理を規準にしてルアン大司教の領主的諸権利を批判し、その大部分が互酬性の根拠を欠く、不当な収奪であることを、俗語で言えば、やらずぶつたくりであることを、立証しようとしている。ここに、この批判文書の最大の特徴があると言つてよいであろう。

この批判文書が以上のような論理で構築されていることを知ったわれわれは、各論に当たる「税率表」の逐条批判については、若干の例を紹介すればよいであろう。

さきに触れたように、一七六五年の高等法院での審査に際しては、諸税の徴収権者にその権利証書の提出が命じられていたから、この批判文書の執筆者は、丹念に大司教の記録文書集 *charrier* を調査してそれを「税率表」と対照している。従つて、税率表の逐条批判においては、総論での論理とは別に、税率表がひそかに増税をたくらんだことを鋭く突いた部分もある。例えば、税率表の第一項にあるエートル市場税については、「果実とチーズは、一荷ごとに一ドゥニエ、荷馬車一台分ごとに二ドゥニエ、人間が担いで来たときは無税であるのに、税率表では価格の二十分の一とされている」と述べているが、この点は、すでに本稿の註(25)で指摘したように、明らかに税率表が不当なのである。また、鯨に関する税率表の第二七—二八項については、本来この二つの項目は一体であり、従つて、第二八項の末尾にある「領

内の市民権所持者は上記の税を免除される」という規定は第二七項全体にも妥当するはずであるのに、「市民権所持者の免除規定を第二七項から外す意図をもって二つの項目が分割されたのであり、……もしも、当然そうであるべきように、この免除規定が第二七項にも適用されたならば、練の陸揚げに際して一千尾分を徴収するというこの法外な重税を「市民は」免れたであろう」と述べている。この点については、われわれは、この批判が正当であるか否かを判定する材料を持っていない。

以上の二例は、さきに見た総括的批判の末尾で述べられていた二つの論点、つまり、税率表の若干の項目で、不当な増税が仕組まれていることと、住民の免除規定が不当に無視されていることの例示なのであるが、このような、いわば法解釈上の批判をこれ以上列举することはやめて、以下では、総論での論理が逐条批判においてどのように具体的に展開されているかを見よう。

さきに問題になった陸上通行税 *Parage* (税率表第一〇項) についてはこうである。「大司教がこの税の三分の二を放棄したのは、街路の舗装の維持という義務を免れるためであったのに他ならない。その意図は明瞭である。なぜなら、街路の舗装の維持は毎年三千リーヴル以上もかかる仕事であるが、譲渡された三分の二は四百リーヴルにもならないからである。……市当局は、三分の二を手に入れた代わりに、その収益の七、八倍もの支出を負担することになった。この取り決めは、領主にとって極めて有利なものであるのに他ならない。従って、この項目は税率表から抹消されるべきであり、この税の全額が市当局に帰属するべきである」。

同様に、税率表冒頭の第一―五項と第二〇項は、いずれも街路に面した店舗や仕事場に対する税であるが、「これらの税も、さきの陸上通行税と同様に、街路の舗装の維持という同じ根拠 *cause* を持っているはずである。もしもそうでないとしようのなら、このような課税は他に一体どんな根拠を持つことができるのだろうか *Sans cela, quelle cause un pareil droit pourroit-il avoir* [?] ……この根拠が消滅し、市当局が街路の維持の任務を負わされているのであるから、この税も当然

消滅すべきである」。

最後に、鯨に対する課税(税率表の第二七―二八項)について、その存在そのものを批判する論旨を簡単に見ておこう。「これまで、われわれは、市場税や港湾使用税「海上運送税のこと」や計量税などがそれなりの根拠 *cause* を持っていることを見てきた。つまり、領主が「市場や港湾の」設備を整えたり「計量のために」人件費を負担したりすることが、それらの税の根拠であった。ところが、鯨に対する課税においては、そのような根拠は一切ないのだ。領主は、この税に見合う反対給付を一切提供していない *Le seigneur ne fournit rien en équivalent de ce droit*。しかもその税たるや、五千尾足らずの鯨のうちから領主が一千尾も徴収するという法外な重税なのである。……従って、この税の徴収については、どんな理由も口実にはならない *Nul prétexte, donc, à la levée de ce droit*。この税は、おそらく、一〇世紀か一一世紀ごろに領主がその臣下に対して行使していた専制支配 *de[s]potisme* だけに起源を持っており、領主は、その臣下が自分の生命と財産を賭けて海に乗り出して行くことについてさえも許可料を徴収したのだ。……領主たちがこの税を強奪したのは、最強者の権利 *droit du plus fort* のみに基づいてのことであり、今世紀に広まっている啓蒙の光は、かかる税の存続を許さないのである」。また、鯖に対する課税(税率表の第二九項以下)についても、「これらは、前者と同じく、何の根拠もなしに設定されたのであるから、廃止されるべきである」と述べている。

さきに見たように、この批判文書の総論を特徴づけるのは、貢租の徴収はそれに見合うだけの対価の供与を伴うべきだという互酬性 *reciprocité* の原理であった。そして、いま見たように、各論部分に相当する逐条批判に至るまで、この文書の全体は、貢租の徴収の根拠を互酬性のみを求めるという論理によって一貫されている。それゆえ、その結論の部分において執筆者はこう宣言している。「われわれは、結局のところ、これらの税の大部分がその設定について何等の根拠をも持っていないかったことを立証したと自負している *On se flatte enfin d'avoir prouvé que la pluspart de ces droits n'ont eut dans leurs établissements aucunes causes*。そして、そこから容易に結論されうるのは、これらの税が、ノルマン

ディ公たちの臣下に対する専制支配、de[s]potisme のみに起源を發し、最強者の法、*loy du plus fort* だけを根拠にしている、ということである」と。さらに続けて、この文書は、貢租の根拠を古来の慣習の存在に求めるといふ通例の論法を批判してこう述べている。「領主的諸権利に関しては、古来の慣習ということを以て、根拠薄弱な諸権利を正当なものと思ふべきしめることは、けつしてできない、*en fait de droits seigneuriaux, l'usage ne fait point réputer légitime ceux qui sont insolides*」云。

こうして、ディエップ市におけるルアン大司教の領主的諸権利の大部分が、互酬性という根拠を欠き、かつ、古来の慣習の存在によつても正当化されえないということになれば、その諸権利は、この文書の執筆者の言う通り、最強者の権利、*II* 法という露骨な暴力に起源を持つ（慣習はその暴力の隠れ蓑に過ぎない）ということになるであらう。従つて、この批判文書は、結局のところ、互酬性の原理と暴力の原理とを対置し、前者を根拠とする諸権利のみを承認し、後者を根拠とする諸権利の廃棄を要求する、という論理を構築している。これから二四年後に、フランス革命は、領主的諸権利のうちで、人身的隷屬を意味する「对人的」諸権利を無償で廃棄し、土地の譲渡の対価と見做された「対物的」権利を有償で廃棄するのであるが（後者ものちには無償廃棄される）、いまわれわれの見た批判文書は、この革命の措置を先取りしたものに他ならない。そして、暴力の原理に代えて互酬性の原理を樹立しようとするこの文書の論理は、換言すれば、経済的強制、*ausserökonomischer Zwang* の体系の上に築かれた前近代社会に代えて商品交換の法則性（近年流行の表現で言えば市場原理）にのつとつた近代ブルジョワ社会を樹立しようとするブルジョワ革命の論理そのものである。あの「税率表」公布から七〇年、ルアン大司教は思わぬ強敵に遭遇したと言ふべきであらう。だが、彼の直面した困難はこれにとどまらなかつたのである。

#### 四 領主権の直面する三重の困難

ここで領主的諸権利の直面する困難が三重であるというとき、その第一の困難は、前節で紹介した批判文書に代表されるような、ディエップ市民の側からの根源的な批判の存在であるが、第二の困難は、さきに第一節でも見たような、王権が都市自治体を後押しして領主の支配権を制約しようとする動きを示したことを指しており、また、第三の困難というのは、第二節の末尾で触れておいたように、漁業税等の徴収に関する本来的な困難がそれらの税の徴収方式の不備によって増幅されていることを指している。これら三重の困難のうち、第三の困難については本節の最後で述べることにして、ここでは、まず、領主権に対する都市自治体と王権との双方からの攻撃が、一八世紀後半にいかなる進展を見せたかという点を、簡単に検討したいと思う。

さきにわれわれは、第一節において、一六六七年に改編・整備されたディエップの都市自治体 *municipalite* の組織と権限が一八世紀中葉まで存続すると述べておいたが、一七五〇年以降になると、ディエップ市政に若干の変化が生じた。それは、さきに註(19)で触れておいたように、市長職 *maire* について明確な規定がなかったことに端を発している。一七五〇年当時、キエドゥヴィル・ドウ・ベルメルなる者が、領主裁判所の裁判官(領主のバイイ *Bailli seigneurial*)であると同時に、国王裁判所の総代理官 (*Lieutenant général du Bailliage d'Arques*) をも兼任し、しかも、みずから市長であると称していた<sup>(39)</sup>。これに対して反発した市参事会員などの都市自治体役員たちは、一七五一年に、この領主のバイイを市庁 (*Hôtel-de-Ville*) から追放し、選挙に基づく市長職を確立することを求めた。領主たるルアン大司教は、当然、領主のバイイを支援したから、この紛争はかなり深刻化した。結局、一七五一年一〇月二十九日および同年十一月三〇日の国王國務顧問会議の決定により、領主のバイイは一市民としての資格で市庁に参加することだけが認められ、市長は選挙によって選任されることになった。だが、ルアン大司教側と都市自治体側との争いはその後も続き、その紛争は、結局、市政

に対する王権の統制力を強化することに帰着した。すなわち、一七六七年には、市長の選任について、選出された三人の候補者の中から国王が市長を指名することとされ、一七七九年以降には、選挙制そのものが廃止されて、市長のみならずそれ以外の役職さえもが国王の指名に委ねられるに至った。<sup>(40)</sup>

このように、一七世紀以降の趨勢を引き継いで、一八世紀後半に、都市自治体に対する領主の支配権は大幅に削減され、それに代わって、国王の監督権が更に強化された。ディエップ市政の推移を綿密に検討したデックの論文は、その末尾でこう述べている。「市民たちは、領主の後見権を排除することに成功したのちに、次第に自治体の仕事をなおざりにするようになった。国王の影響力がこれほど強化された例は珍しいであろう。そしてそのことは、住民たちの希望そのものに基づいていた。ディエップ市は、依然として大司教の所領の一部であり続けたが、それは、語の完全な意味において、国王の都市 *ville royale* になった」、と。<sup>(41)</sup> 但し、郷土史家ブウディエは、このような事態に対する住民の態度についてデックとかなり異なった見解を述べている。彼によれば、「こうして、中央権力はその権威を濫用し、年を逐うごとに、選挙人「自治体役員選挙の有権者」たちの権利が無視されるようになったのだと考えるべきである。なぜなら、革命前夜に、ディエップの住民たちは、その陳情書において、『都市自治体の役職者たちを選挙する権利 *le droit de élire ses officiers municipaux* を自治体に返還して下さることを国王に懇請しているのだからである」。<sup>(42)</sup> デックの所論とブウディエの所論は、必ずしも矛盾するものではない。けだし、少数の大商人や都市貴族を中心とした「名士」|| 寡頭支配者層が、デックの言うように、市政を「なおざり」にして王権に服属することをむしろ「希望」していたとしても、一七八九年の陳情書の作成に参加したより、広範な市民層が、ブウディエの言うように、都市共同体の自治権を王権の「濫用」から擁護しようとしていたことは、十分にありうることだからである。

王権に対する都市自治体の態度がこのように一様ではなかったとしても、一七世紀から一八世紀後半まで一貫して、都市自治体は領主の支配権の排除に努め、その両者の抗争を利用して、国王は、領主の支配権を削減すると同時に、都市自

治体を王権の支配秩序のもとに組み込むことに成功した。これをルアン大司教の側から見れば、その所領ディエップにおける彼の支配権は、都市自治体とそれを支援する王権との二重の攻撃にさらされて、革命前夜には、その支配権がいわば実質的に骨抜きにされる危機に直面していた、と言えるであろう。

このことは、領主の支配権をその根底において基礎づけている領主裁判権についての同時代人の証言からも読み取ることができる。領主と都市自治体と国王の三者は、これまでも触れて来たように、いずれもそれぞれの裁判権を行使していた。一八世紀末におけるそれらの裁判権のあり方を簡潔にまとめた同時代人の証言として、われわれはデマルケのメモワール（一七八五年刊）を用いることができる。それによれば、ディエップを管轄する裁判機構 *Jurisdictions dans Dieppe* としては以下の諸機構が存在した。すなわち、①ディエップ市庁 *Hôtel-de-Ville*、②ディエップのバイイ裁判所 *Bailliage de Dieppe*、③ディエップの塩税裁判所 *Grenier à Sel dans Dieppe*、④ディエップの海事裁判所 *Amirauté dans Dieppe*、⑤ディエップの商事裁判所 *Jurisdiction consulaire dans Dieppe*、⑥アルクのバイイ裁判所 *Bailliage d'Arques*、⑦アルクの河川森林裁判所 *Maitrise des Eaux et Forêts d'Arques*、⑧アルクの税務裁判所 *Election d'Arques*、である<sup>(43)</sup>。これらのうち、領主裁判所は②だけであり、都市自治体の裁判所は①と⑤であって、その他はすべて国王の裁判所であった。そして、②と権限を争ったのは①と⑤であったが、⑤についてはすでに註(36)で述べておいたから、ここでは、①と②の対抗関係についてだけ、デマルケの述べるところを要約しておこう。

まず、①のディエップ市庁であるが、デマルケによれば、ディエップに集落が形成された当初から、住民は適任者を選んで公共のことからの管理を委任したのであり、「市庁が行政 *Police* を管理するのは、この一種の原初的な裁判機構 *jurisdiction primitive* を継承したからに他ならない」。従って、市庁は、行政裁判所としての機能を初めから持っているのである。広義には行政、狭義には警察という意味でのポリスに関わる一切のことからを管掌し（公共建造物や街路や広場や施療院や市場や酒場などの管理と監督、公衆衛生や食糧供給の監視、治安の維持と習俗の矯正、等々）、それらに関わる民事

上・刑事上の訴訟を管轄するのであるという。これに対して、②の領主裁判所は、一二世紀末にルアン大司教がディエツプを所領としたときに、それまでノルマンディ公が持っていた上級裁判権を大司教が継承したことに由来する。この領主裁判所では、大司教の任命する裁判官がこの都市での民事上・刑事上の訴訟について通常の裁判権を行使する。そしてデマルケはこう述べる。「この裁判官たちは、おそらく、徒弟の採用や親方の承認のようなギルドに関する収益の多い統制権 *la police lucrative des arts & métiers* を、原初的な都市自治体の役人たち *les Officiers municipaux primitifs* から、<sup>(44)</sup> 少しずつ奪い取ったのに相違ない」と。

このデマルケの記述によって、争点は明瞭になった。さきにわれわれは、第一節において、一七世紀中葉までは領主裁判所がディエツプ市の警察権とギルド統制権を掌握していたこと、一六六七年の改革によって警察権が市庁の管轄に移されたこと、従って、市の行政に関する事項のなかで領主裁判所の管轄下に残ったのはギルド統制権だけになったこと（註20参照）、を述べておいた。またわれわれは、第二節で一六九五年の「税率表」を検討したとき、上級裁判権者としての大司教が、依然として警察権を行使しようと主張し、監獄や首吊り台の維持に固執していることを見た。これらの事実を前提にしているデマルケの記述を読むならば、都市自治体と領主の間の争点が次の二点であることがわかる。すなわち、その一つはギルドの統制権についてである。ギルドの統制権は一六六七年の改革以降にも領主裁判所の管轄下に残ったのであるから、デマルケの推定は事実とは逆なのであるが、彼の記述からもギルドの統制権が争点になっていたことは明らかである。もう一つの争点は、さらに広く、警察権についてである。治安および公序良俗の維持という警察業務（狭義のポリス）は、行政業務（広義のポリス）の一環であり、行政権が都市自治体の手に移って行くという大きな流れの中で、警察権も一六六七年以降には市庁の手中に帰したのであるが、領主の裁判権Ⅱ支配権にとって警察権はいわば象徴として重要な意味を持つだけに、領主はなおこれに大きな執着を持っていた。デマルケが、都市の成立とともに古い「原初的な裁判機構および都市役人というフィクションを持ち出してまで、市庁のポリス監督権を擁護しようとしたのは、広義の

ポリスの一環としての警察権の帰属が領主と都市自治体の間の最大の争点だったからであろう。

実際、ルアン大司教にとっても警察権の帰属は重大な関心事であった。そのことは、一六九五年の「税率表」の中に示されているだけではない。一八世紀中葉においても、領主裁判所の裁判官(領主のバイイ)は、その肩書きを、「ディエツプ、アリエルモン、およびドウヴランの所領におけるバイイであり、民事、刑事、およびポリスに関する裁判官である誰某」と記していた<sup>(45)</sup>。また、ルアン大司教領文書の中には、ディエツプ市の警察権の帰属をめぐる紛争の記録がいくつか残されており、筆者が読みえたもの一つに、一七五五年一月一九―二二日付けの、大司教ソー・タヴァンから国王および國務顧問会議親任官に宛てた書簡がある。その書簡の一節にはこう記されている。「紛争の」両当事者の主張が対立している問題は、ディエツプ市におけるポリスについての裁判権が誰に帰属しているのか *à qui appartient la jurisdiction et la connoissance de la police dans la ville de Dieppe*、という点である。大司教は、ディエツプの領主であり上級裁判権者であるという資格においてそれ「ポリスについての裁判権」を所持していると主張するのであるが、同市の自治体の役人たちは、大司教に異議を唱えて、それを自分たちのものにしたいと望んでいる。彼ら役人たちの主張は、いかなる権利証書に基づいているのであろうか *sur quels titres?* 彼らはどんな権利証書をも提出しないのである<sup>(46)</sup>。

まことに、ディエツプ市に対する領主の支配権を基礎づけているのは領主裁判権であり、その領主裁判権の実質的な中核をなすのは警察権であったから、領主と都市自治体との対立は、まさに「ポリスについての裁判権」の帰属如何という点に絞られていた。そして、われわれがすでに見たように、一六六七年の改革によって警察権は市庁の管轄に移されており、デマルケのメモワールが示すように、一八世紀末には、広義には行政、狭義には警察という意味でのポリスの全体が市庁の管轄に帰属していることは同時代人の眼にも明らかなる事実になっていた。従って、市庁に対抗して大司教が警察権の保持になお執着している姿勢は、この長期にわたる趨勢に対する領主の側の儂い抵抗を示しているに過ぎないと言わなければならない。

都市自治体がこのように領主の支配権を実質的に無力化することができたのは、両者の対立の背後にあって、王権が常に都市自治体を後押ししていたからである。ここで、これまでわれわれが見てきたところを整理してみれば、一七世紀から一八世紀末までのディエップ市政の推移に二つの大きな流れが看取される。それは、一方で、領主の支配権の根幹をなしていた行政・警察権が領主の手を離れて都市自治体の手に移るといふ流れであり、他方で、都市自治体に対する国王の監督権が次第に強化され、ついには市長以下の役職が国王の指名に委ねられるに至るといふ流れである。この二つの流れは、領主の支配権を弱体化させると同時に都市自治体を自己の支配下に置こうとする王権の巧妙な政策が二つの姿をとって現われたものに他ならない。もちろん、王権は、直接に領主の支配権に介入することもあった。だがそういう事例は必ずしも多くはない。<sup>(47)</sup>むしろ、王権は、都市自治体が領主の支配権を排除することを支援することを通じて、都市自治体そのものを自己の支配秩序のもとに組み込んだのである。従って、この流れを大司教の側から見れば、彼の都市領主としての支配権は、国王と都市自治体との双方からの攻撃にさらされて次第に無力化したのである。またこれを都市自治体の側から見れば、さきに見たデックの論文が指摘していたように、市民たちは、「領主の後見権 *la tutelle seigneuriale* を排除することに成功した」とき、みずからの都市そのものが「国王の都市」になっているのを発見したのである。

それでは、王権は、領主的諸権利そのものを排除ないし否定する政策をとろうとしていたのであろうか。けっしてそうではない。そうではないことの何よりの証拠は、一六九五年に、領主的諸権利の再編成に際して、国王が、地方長官ドルメツソンの手による「税率表」の作成といういわばお墨つきを与え、その「税率表」が、都市自治体側からのあの激烈な批判文書にもかかわらず、高等法院を舞台にした一七六五年の紛争に勝訴して、革命まで有効に存続した、という事実である。

では、一方で領主的諸権利を承認しつつ、他方で領主の支配権の排除を支援するという、一見矛盾したような外観を呈する王権の政策は、何を意味しているのであろうか。ここでわれわれは、第二節で「税率表」の内容を整理したときに指

摘しておいたように、ディエップ市における領主的諸権利が、一方で金銭的特権としての性格を濃厚に帯びていながら、他方で支配権の象徴としての意味をも有しているという、二面性を持つていたことを想起しなければならない。この領主的諸権利の二面性と結びつけて考えるならば、矛盾した外見を呈する王権の政策が実は一貫した意味を持つていることが、直ちに明らかになるであろう。すなわち、王権は、領主的諸権利 *droits seigneuriaux* のうちの、いわば私的で金銭的な特権としての側面を容認しつつ、領民に対するいわば公的で政治的な（ポリスにかかわる）支配権力としての側面を排除しようとしたのであり、この政策を通じて、王権は、領主層ないし領主制そのものを、私的な特権によって他から区別された社団として、国王を頂点とする支配秩序のもとに組み込むことに成功したのである。なるほど、あの「税率表」には、領主の支配権を象徴するいくつかの項目が含まれており、それらの項目もまた王権によってお墨つきを与えられていた。だが、一八世紀後半までのうちに領主の支配権そのものが実質的に無力化されていたとすれば、それらの項目のうちのかまど税や領主地代は他の諸税と同じ金銭的権利に過ぎなくなつたであろうし、赤い林檎を口に咥えた豚の生首や、モンタコーの丘に黒々と聳える首吊り台は、たといそれらが革命前夜までそのままのかたちで存続していたとしても、それらは、かつてこの地に権力を揮つたルアン大司教の姿を戯画化して今に伝えるグロテスクな名残に過ぎないであろう。

こうして、旧体制下の領主制 *régime seigneurial* は、公的権力の体系としての性格を次第に喪失して、もっぱら金銭的特権の組織としての性格を帯びるに至つたのであるが、その傾向が領主制そのものの運命にいかなる結果をもたらすかは、本稿のむすびに譲ることにしよう。

そこで最後に、さきに領主権の直面する三重の困難のうちの第三として挙げておいたところの、漁業税等の徴収そのものに関する困難について簡単に述べよう。

さきに第二節の末尾に記しておいたように、一般漁業税や鯨漁業税などの徴収においては、漁獲物の量と価格を領主が正確に把握することが容易ではないという、いわば本来的な問題が存在していた。そして、領主たるルアン大司教がこれ

らの税を徴収する方式としては、徴収請負 *ferme* に委ねる場合と直接徴収 *regie* の場合とがあつたが、そのいずれの場合においても、漁業税の徴収は多大の困難を伴うことが、領主の収入役の作成した文書の中に記されている。

例えば、一七二二年度のディエップ（および近隣の農村所領アリエルモン）からの収入についての収入役 *receveur* の報告には、次のような記述が見られる。<sup>(48)</sup> この年度におけるディエップからの領主的諸権利Ⅱ諸税の収入は、総額三〇、四四一リーヴル余であるが、そのなかで最も収入額の大きい税は鯨漁業税 *harenguaison*（「税率表」の第二七項）であり、それは「当面は直接徴収されており、当該年度の収入は一一、一六八リーヴル余である」とされる。これに次いで収入額の大きい税は一般漁業税 *coutume du beau poisson*（「税率表」の第七項）であり、それは、ルプランスなる者に徴収請負に出されており、その請負料の年額は六、八〇〇リーヴルである。但し、この一般漁業税については、以下の書き込みがある。「注意事項。この徴収請負契約は、直接徴収に切り換えられるのが望ましい。なぜなら、今日に至るまで、この税が、本当のところどれほどの価値があるのか知ることができないからである *n'ayant jusqu'à présent pu en connoître la juste valeur*」（傍点は引用者）。漁業税の徴収請負は、毎年定額の請負料をもたらすという点では便利な方式であるが、この方式をとると、請負人がどれほどの漁業税を徴収しているのかが不明になるという問題が生じるのである。なお、この年度のディエップからの収入総額については、次の但し書きがある。「[大司教] ブゾン 猊下の死去により、国王役人「国王裁判所」が、慣例により、以下の収入を持ち去った *Le Royal cest emparé [s'est emparé], à la mort de Monseigneur de Besons, comme il fait d'ordinaire*、すなわち、「領主裁判所の」書記役、執達吏、公証人、度量衡検定役人の役職許可料として、合計二、五七五リーヴル<sup>(49)</sup>。従つて、当該年度の純収入として残るのは、二七、八六六リーヴル余である」。これは、さきに註（47）で述べた王権発動の実例である。

もう一例だけ挙げよう。さきの史料と同じくディエップ（およびアリエルモン）からの収入についての収入役の報告書類のなかに、日付はないが、おそらく一七四〇年代のものと推定される文書があり、そこには次のような記述が見られる。<sup>(50)</sup>

「八月を除き年間を通じて漁獲から徴収される一般漁業税は、直接徴収されるべきであろう。その場合、直接徴収の任に当たる徴収役人 *régisseur* が正直であるならば、大司教猥下は、一般漁業税から一二、〇〇〇リーヴルを得るであろう。ところが、いまそれは、僅か六、八〇〇リーヴルで徴収請負に委ねられている。生鮮または塩漬けの鯨と鯖の陸揚げに対して課される税は最も重要な収入源であるが、その直接徴収の任に当たる徴収役人がその税を完全に牛耳って、徴収額を過少に報告しており、*mais le régisseur est absolument le maître d'en diminuer le produit dans ses comptes*、大司教猥下は、魚の陸揚げ量とその日々の販売価格との現状を知らせる者が誰もいないために、その税の真実の状況を知ることができないのである *sans que Monseigneur en puisse sçavoir la vérité à moins qu'il ne trouve une personne qui puisse lui fournir un état au vray de la quantité du poisson entrant et du prix de la vente de chaque jour*。ただ、人の言うところによれば、この税からの収入は二〇、〇〇〇リーヴル程度であるという。海路ディエップ港に到着するすべての商品に対する荷揚げ税（「税率表」第一四—一六項の海上運送税のこと）からの収入は不定額であり、……その正確な現状を知ることが困難である *Il est difficile d'en avoir un état certain*」（傍点は引用者）。

このように、ディエップでの領主の収入の大半を占める漁業税や海上運送税の徴収については、それが徴収請負に委ねられるならば、請負人がどれほどの漁業税を徴収しているのかが不明になるといふ問題が生じ、直接徴収方式をとるならば、徴収役人が徴収額を過少に報告するという問題が生じ、いずれの方式をとるにしても、その徴収は多大の困難を伴うのであった。この困難性は、単に漁業税や海上運送税のみにとどまらず、商品流通という捕捉し難い対象についての課税全般において、いわば本来的に生じるものであると言えよう。そしてその困難性は、徴収方式の不備（とくに徴収役人の不正）によって、いわば増幅されていたのである。商品経済が全般的に活況を呈していた一八世紀の好況期には、商品流通を掌握すること自体が、領主にとって困難になりつつあったと言ふべきであろう。ディエップ市における領主の収入は、その大半が商品流通に対する課税に依存していただけに、極めて不安定なものたらざるをえなかった。<sup>(51)</sup> それゆえ、ここで

は、この困難性を、領主権の直面する第三の困難と名づけたのである。さきに見たような、領主の支配権を實質的に無力化しようとする都市自治体と王権との攻撃や、領主権の存在そのものに対する市民的批判が、いわば領主権を外から脅かすものであるとすれば、ここで見たような、領主権による商品流通の把握そのものにとって避け難い困難性は、いわば領主権を内部から脅かすものであった。領主的諸権利がこれら内外多重の困難に直面しているとすれば、領主制そのものを廃棄する革命もまた近きにありと言ふべきであろう。

## むすび

「はじめに」で記したように、本稿の眼目の一つは、領主制が王権によって容認されつつ国王の支配秩序のもとに組み込まれるメカニズムを、ディエップ市について具体的に明らかにすることであった。そしてこの問題は、これまでの検討によってほぼ明らかにされえたであろう。要約すれば、都市の支配（とくにポリスの掌握）をめぐる領主と都市自治体の對抗に際して、王権は、都市自治体が領主の支配権を排除するのを支援し、その支援を通じて、一方で、都市自治体そのものを自己の支配秩序のもとに組み込むと同時に、他方で、領主的諸権利を私的に金銭的な特権としてのみ容認しつつ、領主制そのものを、支配権なき私の特権組織たる社団の一つとして自己の支配秩序のもとに組み込んだのである。<sup>(52)</sup>

本稿のもう一つの眼目は、フランスの領主制が革命によって脆くも潰えたことの原因を、旧体制下の領主権のあり方とその推移の中に求めることであった。この問題の解明は、いま要約した第一の問題の解明と不可分の関係にある。つまり、結論を先に言えば、フランスの領主制は、それが領民を支配し統治する公的権力の体系であることをやめて、もっぱら私的に金銭的な特権の組織になりつつあったからこそ、革命によって脆くも潰え去ったのである。

私がこのような結論に導かれたのは、さきに第三節で紹介した一七六五年の批判文書の論理が、よく知られたトクヴェールの立論と驚くほど一致していることに気づいたからである。まず、トクヴェールの論旨を顧みよう。彼は、領主制を廃棄

した革命がプロイセン（ここでは領主制の負担はより重かった）ではなくてフランス（ここでは領主制の負担は遙かに軽微であった）で勃発したことの理由を尋ねて、「フランスでは、他の諸国におけるよりも、封建的諸権利が人民にとって一層憎悪されるようになったのはなぜか」という問題を立て、次のように説明した。一八世紀のフランスを特徴づけるのは、貴族や領主が国家の統治 *gouvernement* も所領の行政 *administration* も担当しなくなり、彼らの持つ諸権利のうちで、「政治的な」[ポリスに関する] 部分 *partie politique* が消滅して、金銭的な部分 *portion pécuniaire* だけが存続していた」ことである。「もしも、フランスの農民が、依然としてその領主の行政のもとにあったならば、封建的「領主的」諸権利は、農民にとってそれほど耐え難いものとは思われなかったであろう。なぜなら、農民は、その負担する諸貢租を、「領主が所領の行政を担当するという」その地方の制度に伴う当然の対価であると見做したはずだからである」。ところがフランスでは、プロイセンの場合とは異なって、領主が行政という公的な機能を果たすことをやめていたから、領主的諸権利は単なる私的で金銭的な特権と化し、それだけ一層不合理で耐え難いものと感じられるようになった。つまり、「中世の諸制度のうち的一部分「領主による行政の担当」が廃されたこと<sup>(53)</sup>によって、残された部分「領主による金銭の徴収」がかえって百倍も憎悪されるようになったのである」。

このトクヴィルの説明は、一言で言えば、領主的諸権利が反対給付なき収奪になったがゆえに領民に憎悪されたのである。この憎悪にさらされたからこそ革命でそれが廃棄されたのだ、ということである。この説明原理が、さきに見た批判文書の論理と完全に一致していることは多言を要しないであろう。あの批判文書は、あたかもトクヴィルを先取りするかのよう、ルアン大司教の領主的諸権利が互酬性の根拠を欠くやらずぶつたりであるがゆえに、その諸権利の存在そのものを否定しようとしたのであった。私は、トクヴィルの所論はこの一七六五年の文書によって十分に裏付けられていると考へ、それゆえに、このトクヴィルの所論に基づいてさきの結論に導かれたのである。

事実、革命が近づくにつれて、ルアン大司教の領主的諸権利に対するディエップ市民の不満が次第に噴出するようにな

る。その最初の機会は、一七八七年に召集されたノルマンディの州議会 *Assemblée provinciale* になるはずであった。だが、そこでは、当のルアン大司教が議長を務めていたためか、ディエップに関しては、ただ、鯨の漁業および取引に対して国王の徴収する租税の廃止ないし軽減が要請されたにとどまった<sup>(54)</sup>。次の機会は、一七八九年の陳情書の作成であった。そのとき、ディエップの第三身分は、「ルアン大司教が生鮮および塩漬の漁獲物から徴収している諸税、および、海路および陸路で当市に搬入および搬出されるあらゆる商品から徴収している諸税は廃止されるべく、それによる大司教の損失は国王陛下の手で補償し給われんこと」、を要求した<sup>(55)</sup>。そして、ディエップ近郊の農民は、明らかにルアン大司教を指して、「管区を離れてパリに遊び、みつぎ取りの豪奢を誇示し、シバリス人のごとき怠惰の中に眠りこけている高位聖職者」と罵った<sup>(56)</sup>。

こういう不満と憎悪の噴出は、トクヴィルの言う通り、そしてわれわれもさきに認めた通り、フランスの領主制が、領民を支配し統治する公的権力の体系であることをやめて、もっぱら私的で金銭的な特権の組織になったからこそ生じたのである。これを王権の側から見れば、王権は、領主制を支配権なき私の特権組織として自己の支配秩序のもとに組み込むことによって、かえって、結果においては、絶対王政の支柱の一つたる領主制を危機に追いやり、王権みずからの墓穴を掘ったのである。

そして、こういう不満と憎悪の噴出は、確かに、トクヴィルの言うごとく、革命による領主制廃止のための必要な前提であったろう。だがそれは、必要条件ではあっても、十分条件ではあるまい。革命が領主制を廃止して近代ブルジョワ社会を樹立するためには、さらに、①領主の側でも諸貢租の徴収の困難性を自覚して、領主であることをやめて生き残る道（たとえば近代地主に転身するというような道）を模索し始めること、そして、②旧体制に代わる近代ブルジョワ社会の編成原理がその担い手のもとで自覚的に意識され始めていること、が必要であろう。①の条件が一七八九年八月四日の夜の決議を主導したいわゆる自由主義的貴族のもとで芽生えていたことはよく知られていよう。わがルアン大司教のもとに

おいても、さきに本稿の第四節で領主権の直面する第三の困難と名づけたところの、領主による商品流通把握の困難性が自覚されるにつれて、この①の条件が生まれつつあった。<sup>(57)</sup>そして、②の条件の芽生えは、第三節の末尾に記しておいたように、わがディエップ市民のもとにおいても、暴力Ⅱ経済外的強制の原理に代えて互酬性Ⅱ商品交換の法則性の原理にのっとった近代ブルジョワ社会を樹立しようとする一七六五年の批判文書の論理の中に、明らかに看取されるのである。<sup>(58)</sup>こうして、さきに領主権の直面する三重の困難と名づけておいた諸困難が深刻化するにつれて、ルアン大司教領ディエップ市における領主的諸権利が革命によって廃棄されるための、必要にして十分な条件が出揃ったと言えるであろう。

本稿を終えるに当たって、一つのエピソードを紹介しておきたい。革命期からナポレオン時代にかけて、新たに設定された行政区画たる県ごとに、地誌や統計書が盛んに刊行された。そのうちでも最も早い時期の刊行物の一つである『セーヌ・アンフェリール県誌』（一七九五年刊）には、次のような記事がある。<sup>(59)</sup>

「革命以前、ディエップはルアン大司教に属していた。……魚に対する税や、海路や陸路からこの町に入ってくるさまざまの商品に対する税など、最も重い負担になる諸税が徴収されたのは、この大司教の名においてであった。これらの税は、旧い封建的諸権利であって、革命がそれらを消滅させたのである。私は、それらの税「Ⅱ諸権利」について、これ以上語りたくはない。だが、どうしても黙ってはいられない税が一つある。それは、大司教が遊廓 *lieux de débauche* に課した税である。……強欲な聖職者が売春にまで課したこの税を支払うことによって、売春行為はいわば公認されていたのだ。大司教の諸権利に関する記録文書を調べてみると、一四九六年に作成された記録に、およそ娼婦たる者 *toute femme publique*、春をひさぐ自由を得んがためには *pour la liberté de se prostituer*、大司教に毎週六ドゥニエを支払うべし、とある。……」

旧体制のもとで、大司教がこのように娼婦から売春営業税を徴収していたかどうか、それは、社会の恥部に関するものであるだけに、管見の範囲では史料による裏付けを与えられていない。だが、この地誌の記述は、革命前後の同時代人が

ディエップの領主ルアン大司教についてのどのような観念を持っていたか（当世風に言えばどんなまなざし、それを見ていたか）を示している。当時の人々の眼には、領主は、単なる金銭の収奪者であるだけではなく、領民を従属させてその人格の尊厳を損う権力者であると映じていたのである。そして、同時代人の心中におけるそのような領主像は、近世の領主制が、その本質において、領主と領民の間の支配と従属の関係であり続けたことを、雄弁に物語っている<sup>(60)</sup>。それゆえ、彼らにとって、革命は、この従属のきずなを断って人間の尊厳を回復する所業であり、それまで神聖視されていたもろもろの権威の呪縛から人々を解放する所業なのであった。

この地誌が書かれたとき、旧体制下の最後のルアン大司教であり一七八九年には全国三部会での聖職身分の議員でもあったドミニク・ドウ・ラ・ロシュフコー枢機卿は、革命を逃れて国外に亡命中であり、やがてドイツのミュンスターで客死することになる<sup>(61)</sup>。仮に彼がフランスに帰国することができたとしても、売春婦の上前をはねていたと噂される彼は、往時の尊崇の対象ではありえない。その法衣の下に娼婦の涙が隠されていたとすれば、その身に纏う黒い法衣は、あの赤い林檎を口に啜えた豚の生首と同様に、かつての権威と権勢の戯画に過ぎないであろう。それが戯画に過ぎないのは、王政復古によって玉座に復帰した国王がかつての絶対君主の亡霊に過ぎないのと同様である。フランス革命は、生まれたばかりの共和国にとって、国王の聖性という呪縛からの解放、*Entzauberung* を意味したのと同様に<sup>(62)</sup>、それぞれの地域にとっては、領主の尊厳という呪縛から人間の尊厳こそを解放する契機だったのではあるまいか。

- (1) ルアン大司教領の成立とその構成については、拙稿「十七・八世紀ルアン大司教領の経済構造」『社会科学研究』一五・三・四・五、一九六三―六四年、第一章。
- (2) 二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」、同『全体を見る眼と歴史家たち』所収、木鐸社、一九八六年、一三九頁。
- (3) 領主的諸権利のなかには収入を伴わない名譽的特権もあるが、それを除けば、領主の権利の多くは金銭（または現物）を徴収する権利であり、それらの金銭は *redevances* と呼ばれ、一般に「貢租」と訳されている。これに対して、国王や地方自治体が徴収する金銭は *impôts* と呼ばれ、一般に「租税」と訳される。従って、ルアン大司教が領主としての資格でディエップで徴収する貢租については、「税」という訳語を避けたのであるが、都市における貢租については市場税とか通行税とかいう訳語が広く用いられており、しかも、ディエップでは、のちに記すように、国王や地方自治体が徴収する租税と領主の徴収する貢租とが結合ないし混在しているので、領主の徴収する金銭についても「税」の語を用いざるをえない場合が多い。なお、領主がディエップで徴収する貢租＝税の多くは、のちに第二節で紹介する「税率表」に見られるように、「慣習」を意味する *Coutume* という言葉で表現されていた。つまり、貢租の徴収は、古来の慣習に基づく領主の権利であると觀念されて

- いた。この点について、歴史家モラは次のように述べている。「ディエップ港での商品流通に対して課される諸税 *taxes* は *coutumes* という名称をもっており、この名称は、アンシャン・レジームの末期まで一般に用いられた。…… *coutume* という言葉は、徴税権 *droit fiscal* そのものを指している。……ディエップの *coutumes* は、領主的諸権利 *droits seigneuriaux* であり、他方、「この語に対応する」イギリスの *customs* は、国家の関税である」。Mollat, Michel, *Complacibilité du Port de Dieppe au XV<sup>e</sup> siècle*, Paris, 1951, p.11.
- (4) Tieulier, Guillaume (receveur de l'archevêque de Rouen), *Le Customier de la Vicomté de Dieppe (1396)*, publié.... par Emmanuel Coppinger, Dieppe, 1884.
- (5) ディエップをはじめとする全フランスの諸漁港における一八世紀末の漁獲高の比較について、簡単には、Mollat, Michel (sous la direction de), *Histoire des pêches maritimes en France*, Toulouse, 1987, p.158, carte 22, を見よ。
- (9) Mémoire et projet de Mr. le Maréchal de Vauban pour fortifier la ville de Dieppe en 1694, et septembre 1699, Arch. S.-M., C 864. このメモリアルの中で、ヴォーバンは、ディエップについて、「それは、極めて重要な海路の関門であり、国家の要衝 *clef de l'Etat* であるが、とくにイギリスやオランダのようにフランスの隆盛を嫉視して

いる本来的な敵対者である近隣の諸強国 puissances voisines naturellement ennemies et jalouses de la France notamment l'Angleterre et la Hollande の攻撃にさらされている」とも記している。なお、このヴォーバンのメモワールの中でティエップの経済的状況を述べた部分 (Propriétés de la ville de Dieppe) は、Hurpin, Gérard, *L'Intendance de Rouen en 1698, Edition critique du Mémoire "pour l'instruction du Duc de Bourgogne"*, Paris, 1985, Annexe No.1, に収録されているが、そこには若干の誤写がある。また、最近筆者が入手した *Projets de M. le Maréchal de Vauban pour fortifier la ville de Dieppe (1694—1699)*, publiés sous la direction de Jules Thieury, Dieppe, 1864, は、この手稿メモワールの全文を忠実に印刷刊行したものであり (Hurpin もこの刊行本の存在を知らないようである)、本稿の本文および本註で引用した部分は、この刊行本では、それぞれ、p.1 および pp.16—17 である。

ヴォーバンの記した当時のティエップの経済状態については、その詳細を紹介することを省き、砲撃前後の同市の人口 (城外区のル・ポレを含む) の増減だけを記しておく。ヴォーバンによれば、ユグノーの逃亡 (一六八五年のナントの王令の廃止による) と砲撃 (一六九四年) とが生じる以前においては、人口は約二万五千であったが、それ以後 (おそらく一六九九年) の人口は、一九、七四三 (新規の

課税を恐れた申告洩れを含めても約二万) になったという。Hurpin, *op.cit.*, p.262; Thieury, *op.cit.*, p.11. この人口減少は、ユグノーの逃亡と砲撃とによるだけではなく、一六九四年の大飢饉にもよるであろう。ちなみに、一六六四年の同市の人口 (ル・ポレを含まず) は、一三、三〇三であったという。Voysin de la Noiraye, *Mémoire sur la généralité de Rouen (1665)*, …… publiés par Edmond Esmonin, Paris, 1913, p.143.

- (7) Extrait des registres du Conseil d'Etat du 8 mars 1695. Arch. Dieppe, AA-80.
- (8) これによつて許可されたティエップの自由定期市については、同一六九五年の九月に発せられた国王の特許状 Lettres Patentes によつて、毎年一月一日から十五日までそれが開かれることが定められた。その特許状は、Desmarquets, *Mémoires chronologiques pour servir à l'histoire de Dieppe* ……, Paris et Rouen et Dieppe, 1785, t.II, p.287 et sqq. に収録されている。また、この自由定期市については、Savary des Bruslons, Jacques, *Dictionnaire universel de commerce*, nouv. éd., Paris, 1748, t.II, p.1299, および *Encyclopédie méthodique; Commerce*, t.II, Paris et Liège, 1783, pp.136, 147 et sq., に記述されている。ただし、後者はほとんど前者の翻刻である。
- (9) Extrait des délibérations de l'Hôtel de Ville de Dieppe, du vendredy 29<sup>e</sup> jour d'avril 1695, devant Mon-

sieur de la Boissière, Lieutenant pour le Roy au gouvernement de ladite ville. Arch. Dieppe, AA-80. これは後述の、新しく制定された税率表の末尾に付されている。なお、このディエップ市文書にあるのと同じ議事録が、ルアン大司教領文書の中にも存在し (Arch. S-M., G 901) 両文書の間には若干の表現の差がある (例えば、後者の標題は 'Extrait du registre des audiences de l'Hôtel de Ville de Dieppe ……' である)。以下の本文中でこの議事録を引用するに際しては、ディエップ市文書所収のものに即して翻訳するが、それと異なる表現がルアン大司教領文書所収のものの中にある場合には、その異文の主要なものを、引用文中に ( ) に入れて示した。

(10) この議事録は標題がなく、前記ディエップ市文書中の住民総会の議事録のあとに収められている。Arch. Dieppe, AA-80. これはルアン大司教領文書の中にはない。

(11) この欄外註記は、のちに第二節で述べるように、ほとんど重要性を持たない。

(12) この地方長官命令は、前記の特別会議議事録のあとに収められている。

(13) ディエップのバイイ裁判所 *Bailliage de Dieppe* は、領主としてのルアン大司教の持つ裁判権を行使する領主裁判所であって、国王の裁判権を行使するのは、アルクのバイイ裁判所 *Bailliage d'Arques* である。これらの裁判権については、のちに第四節で述べる。

(14) Deck, S., "Les municipalités en Haute-Normandie (I)", *Annales de Normandie*, XI-4, 1961.

(15) *Ibid.*, pp.279,293. なお、ディエップにおける都市自治体の起源は一二世紀末ないし一三世紀初頭に遡るようである。一八世紀に書かれたギベールのメモワールによれば、「一二二一年にこの町に市長 *maire* が居たことを示す文書があり、それは、その当時 ( ) に都市自治体 *Corps de ville* があつたことを推測させる十分な証拠である」と述べており、このメモワールを編纂した一九世紀の歴史家アルデイは、この箇所に註記して、「一二世紀末の文書中に「ディエップ市長 *major de Dyep*」の記載があるから、その当時すでにディエップがロキューンになっていたことは疑問の余地がない」としている。Guibert, Michel Claude, *Mémoires pour servir à l'histoire de la ville de Dieppe, publiés pour la première fois…* par Michel Hardy, Dieppe, 1878, Reproduction, Bruxelles, 1976, t.I, p.156.

(16) *Tieullier, Le Costumier, op. cit.*, によれば、一三九六年に、領主の収入役人 *recepveur* たるティユリエがこの領主的諸権利 (慣習) の整備と成文化をおこなったのは、「前記の「大司教の」諸権利とその教会とを維持するためであると同時に、この慣習に従うべき人民が将来にわたって何か新規な企てをなすのを阻止するためである *pour éviter à faire nouveleetees pour le temps à venir au peuple subget aux dites costumes*」と云ふ (p.VI et p.

1)。

(17) なお、一六六五年に書かれたヴォワザン・ドウ・ラ・ノワレーのメモワールによれば、「[「ディエップの」市庁 *hostel de ville* は、四人の市参事会員によって統治されているが、「王権を代表する」統監 *gouverneur* またはその不在のときは国王代理官 *lieutenant* が、市庁を主宰する権利 *droit de presider en l'hostel de ville* を有してゐる」と云ふ。Voysin de la Noiraye, *Mémoire, op. cit.*, p.142. 統監または国王代理官が市庁を主宰するという状況は、次に述べる一六六七年の改革をいわば先取りしている。この点から見れば、一六六七年の改革は、突然おこなわれたのではなく、いわばそれまでに進行していた既成事実を追認する性格を持っていたと言えよう。

(18) Deck, art. cit., pp.294—295.

(19) 一六六七年一〇月二七日の国王國務顧問会議の決定の骨子は、Deck, art. cit., pp.296—297, に紹介されているほか、Guibert, *Mémoires, op. cit.*, t.I, pp.159—161, にも詳しく紹介されている。なお、この国王國務顧問会議の決定の問題点とその後一八世紀半ばまでの間に生じた変化については、次の三点を付記しておく。第一に、この決定においては市長職 *maire* についての明確な規定がなかったが、それは、市長職を官職売買の対象にする含みであったようである。第二に、この決定では、市庁を構成する役人には年俸が支給されることになっていた(統監は七八〇リーヴル、

市参事会員は一五リーヴルなど)が、一七世紀末から一八世紀初めにかけて、国王は、市の役職のいくつかを、売買の対象になる保有官職 *office* にした。しかし、市がそれらの官職を買い戻したので(たとえば市長職は一、〇〇〇リーヴル)、これらの役人の選任権は市自治体に確保された。第三に、市庁を構成する役人の人数にも若干の変動があり、たとえば、市参事会員は一六九五年に二名に減らされた(さきに見た一六九五年の特別会議に市参事会員が二名しか参加していないのはそのためである)が、一七一四年に四名に戻された。以上についても、Deck, art. cit., pp.296—297; Guibert, *Mémoires, op. cit.*, t.I, p.161.

(20) 警察権と並んで同じく領主裁判権に由来するギルド統制権については、領主裁判所の裁判官(領主のバイイ *Bailli seigneurial*) が、依然として、親方の承認やギルドと個人との間の紛争の処理などの機能を維持し続けたので、ギルド統制権をめぐって、都市自治体と領主裁判所と国王裁判所の三者間の権限争議が続いたと云ふ。Deck, art. cit., loc. cit.

(21) *Ibid.*, pp.297—298.

(22) この税率表 (Arch. Dieppe, AA—80) のタイトルは長らく「若干省略して記す。Tarif des Droits appartenans à Messieurs les Archevêques de Rouen, Comtes & Seigneurs-Hauts-Justiciers de Dieppe & qu'ils sont en actuelle possession de faire percevoir en ladite Ville,

dressé par Nous A. F. le Fevre Dormesson, ..... en la presence des Maire & Echevins & Habitans d'icelle, .....

(23) Autre Tarif des Droits dûs à la Vicomte de Dieppe, pour les Marchandises entrantes & sortantes par Mer & par Terre. Arch. Dieppe, AA-80. この商品別流通税一覧表は、すでに一六四八年六月二二日に、当時の地方総督 gouverneur ロングヴィル公 (cf. Voysin de la Noiraye, *Mémoire, op. cit.*, p.65) の命令により、大司教の執事と市参事会員等市自治体代表との同意に基づいて作成されていたものであるが、一六九五年四月二七日に、地方長官ドルメツソンによって再確認された。このような流通税表は、近年のわが国の西欧中世史研究でも、商品流通関係を知るための史料として利用されているが、近世史においてこれをいかに利用すべきか、筆者はまだその成案を得ていないので、本稿では、この流通税表の検討を省略する。山田雅彦「二三世紀初頭の流通税表に見るサンスの流通構造」、森本芳樹編著『西欧中世における都市と農村関係の研究』九州大学出版会、一九八八年、同「中世サントメールの流通税表」、熊本大学『文学部論叢』三三、一九九〇年。

(24) 通常用いられる旧フランス語辞典や、一七一一八世紀刊行の Furetière, Richelet, Trévoux などの辞典の他、ノルマンディの方言の辞典としては、Moisy, H., *Dictionnaire de patois normand*, Caen, 1887, Réimpression,

Genève, 1969; Fresnay, A. G. de, *Memento ou Recueil courant, ..... de divers mots, ..... tirés du Patois Normand en usage dans le Pays de Caux*, Rouen, 1881, nouv. éd., Rouen, 1885, を利用した。また、ノルマンディ慣習法については、Richebourg, *Nouveau Coutumier général*, t. IV, Paris, 1724, 所収の Coutumes du pays de Normandie を用い、Houard, *Dictionnaire analytique, ..... de la Coutume de Normandie*, 4 tomes, Rouen, 1780-1782, を参照した。なお、ディエップの漁業・海運関係の古い術語については、Mollat, *Comptabilité du Port de Dieppe, op. cit.* の巻末に、簡単なグロサリが付けられている。

しかし、訳語にはなお自信の持てないものがいくつかある。例えば、第一四項に、De chacune Navée de Vin, un Gantier du meilleur, ou quatre deniers, とある。Navée が船の積荷であることは、Furetière の辞典に Charge d'un bateau とあるので明瞭なのであるが、Gantier については筆者の参照したどの辞典にも記載がなく、やむを得ず「最良質の葡萄酒一桮」という暫定訳をつけた。もう一例だけ挙げれば、第一九項に、河川や海岸での魚取りの方法として、à rets, collets, ains, とある。Ain は、ノルマンディの方言で、Moisy の辞典によれば、Haim と同義で、ラテン語の hamus から来て、hameçon (釣針) のことであるという。Collet は、通常は狩猟用語であり、漁撈用語としての説明が見当たらないので、狩猟用語から類推して、とり

あえず「築」としたが、「うけ」の方がよいかも知れない。その他、いくつかの訳語については、大方の教示を得ていずれ改善したい。

(25) 以下では、ティユリエが成文化した「慣習」*Tieulier, Le Coutumier, op. cit.*との対比を含めて、「税率表」の諸項目に、必要な限りで、簡単な註釈を加えておく。

第一―第五項は、「慣習」の校訂者コパンジェの言うように一種の営業税であって(*Ibid.*, p. XVII)とくに説明を要しない。

第六項のかまど税は、もともと、ノルマンディ公に帰属する貨幣鑄造権に由来し、貨幣を改鑄しないことの代償として徴収された税で、*monnaie*と呼ばれたが、三年ごとの戸別賦課金であるために *fouage* と呼ばれるようになる、その徴収権がルアン大司教をはじめとする聖・俗の大領主に譲渡されたのである (*Bois, Guy, Crise du féodalisme, Paris, 1976, pp. 29—33*)。このかまど税の税額は、「慣習」では三年ごとに VII deniers とされているが (p. 17) ノルマンディ慣習法の規定 (そこではこの税は王権に属するものとされている) でも一二ドゥニエであるから (*Richebourg, Nouveau Coutumier général, op. cit., t. IV, p. 63*) 「慣習」の VII は XII の誤植であると思われる。この税を免除される戸は、「慣習」によれば、聖職者、貴族、および、所有する動産が一定額を越えない貧民などである。第七項は、その末尾に記されているように、あらゆる魚

の陸揚げと販売、つまり漁業全般にわたって領主の規制権が及ぶことを示したものである。あらゆる漁船から「最も良い魚を徴収する」という権利は、のちに本稿の第四節で見られるように、「良魚税 *Coutume du beau poisson*」と呼ばれたが、本稿では、分類標題①に記したように、内容に即して「一般漁業税」と訳した。最良の魚を税として徴収する仕方については、「慣習」にはやや立ち入った規定があるが (pp. 21—22)、新しい「税率表」ではその規定が省略されているため、漁獲された魚の種類がさまざまである場合にどういう仕方で最良の魚を領主に納入すればよいのか、という問題が生じたようである。この点に関して、一八世紀中葉に書かれたギベールのメモワールは次のように述べている。「各漁船は、港に入って漁獲物を売りに出す際に最も良い魚を納入すればよいのであるが、この税の徴収請負人 *fermier* が、脱税を防ぐために立ち入り検査や違反告発を厳しくおこなうので、その煩わしさを避けるために、最良の鱈 *merlan* 二尾を納入するという慣行が成立した。だが、一回の漁獲物から得られる金額を増大させるために、商人や漁夫は、一回の漁獲物をいくつもの部分に分割してそれらを別々に売りに出すという方法を取ったので、この税の徴収請負人は、それらの分割されて売りに出された漁獲物の各々からそれぞれ二尾ずつの鱈を徴収している」 (*Guibert, Mémoires, op. cit., t. II, p. 94*)。「国王の魚」などについては、「慣習」にも同様な規定がある。「国王の魚」

の意味については、Trevoux と Puterière の辞典に説明があり (Littre にも継承されている)、*dauphin* や *esturgeon* などは、海岸に漂着した場合に国王のみの所有に属するので、こう呼ばれたという。(なお、Furcière の辞典によれば、ノルマンディの慣習では国王の食卓に相応しい魚を一般に「国王の魚」と呼んでいるというが、*Hourard* の慣習法辞典にはそのような記述は見られない)。この第七項で、「国王の魚」などが免税とされ、それらを領主が買い取ることができると規定されているのは、これらの魚に特別の意味が認められていたからであろう。のちの第三二項も同じ趣旨であると思われる。

第八―第九項は、定期市の市場税で、とくに説明を要しないが、第九項に「領主館の許可を得ることを要する」とあるのは、これだけでは説明不足である。「慣習」によれば、定期市に搬入して売れなかった皮革を市の終了後にまたは別の日に売ろうとする者は、一束につき九ドゥニエを支払い、かつ、それについての許可を得ることを要するのである (p.24)。

第一〇項は、ディエップ市の二つの関門 (Porte de la Barre と Porte du Pont) で徴収される陸上通行税 (関税) で、「慣習」の規定はさらに詳細であるが (pp.27―30)、新しい「税率表」との間に基本的な差異はない。ただし、この通行税の収入のすべてが領主に帰属するか否かをめぐって大きな問題があり、その点については本文で検討する。

なお、鱈の数え方については、第二七―二八項についての註釈 (後述) を見よ。

第一一項のエートル市場 *Marché de Laitre* と *aitre* のは、正しくは *de l'aitre* であり、*aitre* は墓地の意味である。これは、中世に墓地で巡礼者相手の市が開かれたのが起源であると言われ、ディエップでは二つの教会付属墓地の周辺で開かれ、それに対して領主が税を課したのである。Cf. *Hourard, Dictionnaire, op. cit., art. "Aitre"*. この市場税については、「慣習」と新しい「税率表」との間に、税額の点でかなりの差異が見られる。その差異が最も著しいのは、胡桃・林檎・梨などについて、「慣習」では、「駄獣に積んだ」一荷ごとに一ドゥニエ、荷馬車一台ごとに二ドゥニエ、人間が担いで来たときは無税 *De chacune somme de noiz, pommes …… I d; de la cartée; II d. Mais ceulz qui apportent les choses dessus dites …… à leur col, n'en doivent rien*」とされていた (p.31) のに対して、新しい「税率表」では、「駄獣に積んだ」一荷ごとに、その価格の二十分の一」とされた点である。これはかなりの増税を意味し、のちに批判を招くことになる。

第一二項は、呼び売り免許税と木炭等計量税という異質の税を一括しているが、それは、「慣習」によれば、この両者が一人の徴税請負人に委ねられる慣習があったからである。なお、この免許税は「慣習」でも *licence* とあるだけで、金額は不明 (p.32)。

第一三項の対象とする varech というのは、ノルマンディ慣習法によれば、海岸に漂着したもの（馬に乗った者が槍で搦り取れるほど海岸に近づいたものを含む）を指すのであって (Richebourg, *Nouveau Coutumier, op. cit., t.IV, p.91*)、この項目の言うように「海で発見されたもの」をすべて指すのではないが、「慣習」でもこの項目と同じ表現になっている (p.34)。

第一四―第一七項は、主として、ディエップに入港した船とその船荷に対する課税である。分類標題⑦の原文 Foïyer は foyer のことで、古くは灯台の意味にも用いられたから、ここではその意味をとって「海上運送税」とした。さきの第七項と併せて、ディエップ港の漁業と海運の一切を領主権のもとに掌握しようとする領主の意図が明瞭である。この海運税のなかでは船荷の計量税が重要であり、計量税は領主の度量衡検定権を根拠にしているので、第一七項では、その検定税や船荷以外の計量税にも言及している。もともと、度量衡の制定および検定は国王大権に属するが、ルアン大司教のような上級裁判権者にそれが移譲される場合があった (Cf. Houard, *Dictionnaire, op. cit., art. "Jauge"*)。この点について、「慣習」は、「わが領主に、検定の承認とあらゆる計量の保証 [の権利] が帰属している Il est assavoir que à monseigneur appartient la congnoissance du gauge et provision sur toutes les mesures」と明記しており (p.38)、『これが「税率表」での計量税 (のち

の第二一項も同様) の根拠になっている。

第一八項は製粉税であるが、ルアン大司教はディエップに製粉場の領主独占権 Banalite を持っているのではないので (他の農村所領ではそれを持っているが)、欄外註記が必要になったのであろう。

第一九項にある Rivière というのは、河川のみならず、古くは海岸をも指しており、「慣習」では、「海に面しているか否かを問わず tant comme il en cuevre et desquevre de la mer」とあるので (p.44)、『「河川や海岸」と訳した。要するに、漁船による漁業以外の、川岸や海岸での魚取りについての規定である。なお、この「税率表」の規定は不完全である。なぜなら、この項目は河川や海岸での魚取りを一切禁止しているように読めるが、実はそうではないからである。つまり、「慣習」には、「領主の役人または徴税請負人の許可がなければ se n'est par le congé des gens de monseigneur ou par le congé du fermier」という一句が入っており、「税率表」にはその一句が脱落しているのである。

第二〇項にある「通常の四期」は、復活祭、サン・ジャン・バチストの日、サン・ミシエルの日、クリスマス、である。

第二一項は、穀物市場 Halle での市場税と計量税であり、計量税については前述した。

第二二項で卸し売り仲介人と訳した courtier は、「慣習」

によれば、葡萄酒卸し売り市場の監督責任者の役割を果たしていたのであり (p.55)、ここで徴収される税は、単なる仲介手数料ではなく、領主の市場税の性質をもつ。さきの第一一項や第二一項などと併せて、ディエップの主要な市場を領主権のもとに掌握しようとする領主の意図が明瞭である。なお、葡萄酒以外の商品に課される税の額が「徴収できるだけの額」というのは甚だ曖昧であるが、「慣習」においても、「商人はできるだけの額を支払って仲介人と折り合いをつける iceulx marchans en font fin aux diz cour-retiers au plus bel qu'ilz peuvent selon leur pover」となっている。

第二三―第二六項は、ディエップの南に隣接する小さな小教区ブウティユ Bouteilles における領主権で、特記することはない。

第二七―第二八項は、鯨の陸揚げと搬入に対する税である。鯨はディエップの主要な海産物であったから、前記の一般漁業税 (第七項) とは別に、詳細な課税の規定が示されている。それらの税のうちで最も重要なのは、第二七項の最初の部分で、漁船から陸揚げされる鯨に対して、漁獲高の五分の一ないし十分の一という高率の税が課されている点が注目される。漁獲が四、四五〇尾以上の場合と未満の場合とに分けて税率を変えするという方式は、「慣習」においても同様であり (p.71)、『一五世紀の徴収記録にも明示されている (Molat, *Comptabilité, op. cit.*, p.117)。それ以外

の課税の規定に関しては、鯨の数え方について述べておく必要がある。鯨の数の最も大きな単位はレスト Rest であるが、その下の単位は、バリル Barils (樽の意味) またはミリエ millier (千の意味) で、樽単位で数える場合には二バリルが一レストになり、尾単位で数える場合には一〇ミリエが一レストになる。(この「税率表」での魚の数え方はすべて尾単位なので、樽単位については説明を省くが、一樽には約七百ないし八百尾が入るから、樽単位で数える場合の一レストは九千尾程度になる)。尾単位で数える場合、原則的には、一ミリエ＝千尾、従って、一レスト＝一万尾、となる。だが、ミリエには、「大単位のミリエ millier au grand compte」と「小単位のミリエ millier au petit compte」とがあり、前者は一、二〇〇尾(鯖については一、三二〇尾の場合もある)、後者は一、〇二〇尾である。そして、史料の文言では、この両者の区別が、「一〇〇につき一二〇 cent vingt pour cent」とか、「一〇〇につき一〇二 cent deux pour cent」とか表現されている場合が多い。これらの表現を直訳すると極めて煩雑になるので、この「税率表」の翻訳においては、さきの第一〇項での鯨の数え方およびのちの第二九―三三項での鯖や烏賊の数え方も含めて、すべて尾数に換算した。例えば、第二八項のはじめに「一〇、二〇〇尾につき」とあるのは、原文では、「小単位で、一〇〇につき一〇二で、一レストにつき Rest au petit compte, cent deux pour cent」である。以上について

ては、Cf. Mollat, *Comptabilité, op. cit.*, p.24. なお、第二八項の第一パラグラフは、塩漬け鯁についての規定であり、「慣習」にはそれが明記されている (p.72)。

第二九―第三三項については、すでに述べたこと以外に記すことはない。

第三四―第三八項は、さまざまな商品の搬入・搬出に対する税である。ここで取り上げられている商品は、第三八項の末尾に記載されているように、付属の「商品別流通税一覧表」の中に記載されていないもの、または但し書きが必須なものを選び出したのであると思われる。例えば、穀物については、付属の「一覧表」では「一シユイ当たり六ドウニエ」と記されているだけなので、第三五項で詳しく規定したのであろう(従ってこの両者は重複する)。いずれにせよ、この第三四―三八項は、付属の「商品別流通税一覧表」と併せて理解されるべきであり、領主があらゆる商品に課した流通税の一端を示すものである。

第三九―第四〇項については、特記することはない。

第四一―第四四項では、これまでの諸税がほとんどすべて広義の商品流通に対する課税であったのに対して、それらとは性質の異なる、人間と土地に対する領主の支配権が列挙されている。

最後の第四五項は、この「税率表」と付属の「商品別流通税一覧表」との関連を示したものである。ここでは、「以上の諸税の他に *Outre lesdits droits cy-dessus*」 付属の

一覧表記載の諸税を支払え、と定められているが、付属の「一覧表」の一部分は、これまでの四四項目の若干のものと重複していると思われる。その重複は、さきに述べた第三五項の穀物の他に、鯁の一部にも妥当するようである(付属の「一覧表」で、「商品」として搬入される鯁、一レスト当たり六ソル八ドウニエ」となっているのは、第二八項の第一パラグラフと重複するであろう)。

(26) Mollat, *Comptabilité, op. cit.*, p.10. また、「税率表」制定以前の1682年に書かれたアスリーヌのディエップ市史稿は、この *barrage* について、「その収益は市門の改修に充てられる」と記している。Asseline, David, *Les Antiquitez et chroniques de la ville de Dieppe, publiées par M. Hardy et al.*, Dieppe, 1874, p.57.

(27) *Barrage* は、ディエップ固有の税ではなく、道路を遮るバーに由来する関税の意味ではむしろ普通名詞であり、*Trevoux* の辞典によれば、この税は、橋や通路やとくに舗装の修復に充当される、とあるから、ディエップでもこの税の用途はいわば不文律として知られていたと思われる。そのことが、「慣習」にも「税率表」にも分割帰属の規定が欠けていることの理由ではあるまいか。

(28) このことは、すでに前掲拙稿「一七・八世紀ルアン大司教領」(一)、六〇頁、に記した。ただし、その旧稿では鯁の数え方について誤訳がある。

(29) Guibert, *Mémoires, op. cit.*, t.II, p.95.

(30) Sentence du Bailliage de Dieppe, qui fait deffenses à tous Maîtres Pêcheurs qui entreront en ce Port de décharger leurs Bâteaux qu'après avoir été prendre un Congé à la Vicomté, du 5 janvier 1752. Arch. S.-M., G 899.

(31) 漁業者はギルドに組織されており、それについての王令は、Declaration du Roy concernant les Gardes-Jurez ou Syndics des Pescheurs du Poisson de Mer ……., du 21 septembre 1729. Arch. Dieppe, A-hh-21.

(32) これらの裁決のうち、筆者が検討したのは次の三点である。Sentence du Bailliage de Dieppe qui ordonne aux Pêcheurs de déclarer en la Vicomté la quantité & qualité de leur Harang, deffend de le livrer sans avoir été exposé & vendu à moitié, ……., du 14 octobre 1711; Sentence du Bailliage de Dieppe, portant Règlement pour les Déclarations et Ventes du Harang au Bureau de la Vicomté de cette Ville, du 18 novembre 1758; Sentence du Bailliage de Dieppe, portant Règlement pour les Déclarations au sujet de la Pêche du Haran frais, du 12 juillet 1762. Arch. S.-M., G 899.

(33) この一七一一年の裁決によれば、領主の収入役は次のような苦情を申し立てたという。「最もしばしば、漁船の船主である商人たちは、親方漁業者や漁夫が漁獲した鯨のすべてを自分たちの手もとに引き取り、それを販売のために

陳列することをせず、その鯨のすべてが売り渡されたのちになってから、自分たちで適当だと考える価格で au prix qu'ils le jugent à propos 届け出をするのである」。このような弊害を除くために、漁獲の半分以上を領主館の前で陳列販売することが命じられたのである。

(34) この点について、ある論文は、船主や荷主は鯨の「見本 échantillon」を領主館に持参し、それがそこでせりかけられたのだと述べているが、それが実情に近かったであろう。Darsel, J., “La pêche cotière à Dieppe aux XVII<sup>e</sup> et XVIII<sup>e</sup> siècle”, *Annales de Normandie*, VI-2, 1956, p. 196.

(35) 前記 Sentence du 12 juillet 1762.

(36) デイエップ市の商事裁判所 Jurisdiction consulaire は、アンリ四世によつて一五八九年に設置された。これについて、一七八五年出版のデマルケのメモワールは次のように記している。「この設置は、デイエップの領主裁判所 Bailliage de Dieppe と海事裁判所 Amirauté (王権に属する裁判所の一つ) とによつて妨害された。なぜなら、商事裁判所設置以前にはこの領主裁判所と海事裁判所とが商業取引上の諸事件を管掌していたからである。そのため、商事裁判官たち Consuls が妨害なしに裁判権を行使できるようになったのは、一六四三年の王令 (高等法院への登録はその翌年) が出された後のことである」。Desmarquets, *Mémoires, op. cit.*, t.II, p.155. これによつて見れば、市の

商事裁判所と領主裁判所の対立は根深いものだったようである。また、ウアールの慣習法辞典によれば、「商事裁判官たちは、選挙によって選任される *electifs* のであって、国王の委任 *commission* を受けるのではないから、彼らは、国王の裁判官 *Juges Royaux* とは見做されえない。……だが、彼らの権限は特権に他ならないのであるから、その権限は厳密に所定の範囲内に限定されるべきである」、という。Howard, *Dictionnaire*, *op. cit.*, t.I, p.354. これによって見れば、本文中に記すように都市自治体側に立って領主裁判所と戦ったウアールも、商事裁判所と国王裁判所の関係については、後者の優越に肩入れしていたようである。ディエップにおける都市自治体裁判所と領主裁判所と国王裁判所との三者の関係については、本稿の第四節で述べる。

(37) Guibert, *Mémoires*, *op. cit.*, t.I, p.211, t.II, pp.98-100. なお、このメモワールが執筆されたのは、編纂者の序文によれば、一七四〇年ごろから一七七五年ごろにかけてのことと見える。 *Ibid.*, t.I, pp.XXXV—XXXIII.

(38) Observations sur les tarifs des droits que Monseigneur l'archevêque de Rouen perçoit dans Dieppe. Arch. S.-M., G 900. この手稿文書は、その第一ページの左上欄外に「一七六五年にディエップに出現した第一のメモワール *1<sup>er</sup> mémoire qui ait paru dans Dieppe en 1765*」と記されているだけで、誰が何のために書いたものであるかは記されていない。しかし、その年次と内容からして、こ

れが同年の高等法院での裁判における都市自治体側の弁駁論であることはほとんど疑問の余地がない（この点については志垣嘉夫氏から貴重な示唆を得た。記して感謝したい）。この文書がセーヌ・マリタイム県文書のルアン大司教領関係文書の中に保存されていたのは、領主側がこの文書を重視したからであり、欄外に記された「第一の」というのは、そのあとが接続法になっていることから知られるように、「最も重要な」という意味であると考えられる。執筆者は、本文中に記した事情から見て、商人ギルドを代表するジャック・ジャンではないかと思われるが、これは推測の域を出ない。

(39) Deck, *art. cit.*, p.298; Guibert, *Mémoires*, *op. cit.*, t.I, pp.162-163. ききにわれわれが利用した一七五二年一月五日の領主裁判所の裁決では、裁決を下した裁判官の名称は、Charles-Adrien de Quietdeville, Chevalier, Seigneur & Patron de Belmesnil, …… Bailly, Juge Civil, Criminel & de Police des Comtez de Dieppe, Alhermont & Douvrant, Conseiller du Roy, Lieutenant Général Civil du Bailliage d'Arques, …… とあり、自称市長の肩書きはない。

(40) この間の経緯については、Deck, *art. cit.*, pp.298—300; Guibert, *Mémoires*, *op. cit.*, t.I, pp.164—186. 市長などの役員を選出は、王権を代表する統監 *Gouverneur* の主宰の下に、貴族や大商人など少数の有力者のみの出席する集会

ではなされた。その模様については Boudier, André, *Dieppe et la région à travers les âges*, Dieppe, 1938, pp.138—140.

(41) Deck, art. cit., p.300.

(42) Boudier, *Dieppe et la région*, op. cit., p.140. 同じで引用されている一七八九年の陳情書の該当部分は、*Cahiers de doléances du bailliage d'Arques pour les Etats généraux de 1789*, publiés par E. Le Parquier, Lille, 1922, t.I, pp.16—17.

(43) Desmarquets, *Mémoires*, op. cit., t.II, pp.151—164. このメモワールの著者デマルケは、一七八九年の陳情書を刊行した歴史家ル・パルキエによれば、ディエップ市参事会員経験者 ancien échevin であるという。 *Cahiers de doléances*, op. cit., t.I, p.16, note. このメモワールが、以下で見るように市庁側に立っているのはそのためであろう。

(44) *Ibid.*, t.II, pp.151—153. なお、ディエップのバイイ裁判所については、 Cf., Guibert, *Mémoires*, op. cit., t.II, pp. 1—9.

(45) 前記註 (39) を見よ。アリエルモンとドゥヴランは、同ヒルアン大司教領に属する農村所領である。なお、この肩書きは、領主裁判所の一七五二年の裁決のみならず、五八年と六二年の裁決でも同じである。

(46) Lettre de Nicolas de Saulx Tavannes, Archevêque

de Rouen, au Roy et à Nosseigneurs les Commissaires du Conseil (19 et 22 janvier 1755). Arch. S.-M., G 885.

(47) 王権が直接に領主の支配権に介入した事例として筆者の気づいたものは、いずれもギベールのメモワールに記されている次の二例である。その一つは、国王が、一六七八年九月の国務顧問会議の決定によって、ディエップ市の全ギルドの親方と徒弟との間で生じる紛争についての仲裁裁判権を市庁役人に賦与したことであり、これは、一六六七

年の改革によっても領主裁判所の手中に残されていたギルド統制権に対する王権の介入を意味する。 Guibert, *Mémoires*, op. cit., t.I, pp.160—161. もう一つは、空位司教座に対する王権発動である。これは、大司教が死亡してからその後継者が就任するまでの空位期間には、国王大権が発動されるという制度であって、*Régalle* と呼ばれた。この王権発動は、具体的には、空位期間中には領主裁判所の機能が国王裁判所によって代行され、従って、領主裁判権に由来する領主の収入が王権に帰属する、というかたちをとった。その具体的事例は、のちの本文および註 (49) に示す。この王権発動は、一七三四年に大司教に就任したソー・タヴァンの抗議によって廃止された由である。 *Ibid.*, t.II, pp.7—8. なお、歴代ルアン大司教の一覧表は、一二世紀末にディエップの所領を獲得したゴォチエ・ドゥ・クワタンヌまでについては、 L'Abbé Vacandard, *La Liste des Archevêques de Rouen*, Rouen, 1891, それ以後も含めた全

リヌーゼ' L'Abbe Loth, *La Cathédrale de Rouen, son histoire, sa description, depuis les origines jusqu'à nos jours*, Rouen, 1879, Appendice, pp.576—585.

(48) *Estat des revenus des Comtez de Dieppe et d'Aliermont appartenant à l'Archevesché de Rouen* ..... Le présent estat est pour l'année 1722. Arch. S.-M., G 696.

(49) これらの領主裁判所の役人に対しては領主が任命権を持ち、「税率表」の第四三項と第一七項、それらの役職に就くことの許可料を領主が毎年徴収している。従って、それらの許可料収入が王権発動の対象になったのである。

(50) *Etat du produit des revenus et droits deus à Monseigneur l'Archevesque de Rouen dans Dieppe et Comté d'Haliermont avec quelques observations sur la régie desd. droits (sans date)*. Arch. S.-M., G 5520.

(51) この点については、前掲拙稿「一七・八世紀ルアン大司教領」(一)、六五—六八頁、および、同じく拙稿「革命前夜におけるルアン大司教領の諸収入」『東京都立大学』『人文学報』一一四、一九七六年、四七—四八頁。本稿では、大司教の領主的諸権利がどれほどの収入をもたらしたのかという点には全く論及していないが、その点については、既発表のこれら二論考を参照されたい。

(52) 本稿では、考察の対象を都市における領主権に限定したため、都市自治体そのものが王権の支配秩序のもとに組み込まれる過程については十分な検討がなされていない。

この点については、アミアンを対象とした林田伸一氏の優れた論文「フランス絶対王政下の都市自治権」『史学雑誌』八七—一一、一九七八年、を見られたい。

(53) Tocqueville, A. de, *L'Ancien Régime et la Révolution*, in: *Oeuvres complètes*, t.II, Paris, 1952, pp.99—106.

(54) *Procès-verbal des Séances de l'Assemblée provinciale de la Généralité de Rouen*, Rouen, 1787, pp.192—200. 本稿では、ルアン大司教の領主的諸権利に諸税だけを検討の対象にしたが、ディエップ市では、漁業や陸運・海運などの商品流通に対して、国王の徴収する国税および市庁の徴収する市税も課されていた。その点については、一七八九年の陳情書を刊行した歴史家ル・パルキエによる解説がある。 *Cahiers de doléances*, op. cit., t.I, p.16, note(2), t.II, Appendice V. Cf., Savary des Bruslons, *Dictionnaire universel de commerce*, op. cit., t.II, pp.1599—1602.

(55) *Cahiers de doléances*, op. cit., t.I, p.15.

(56) *Ibid.*, t.II, p.383. この罵詈がルアン大司教を指していることは、ル・パルキエの指摘による。

(57) ルアン大司教領における領主の収入が、一八世紀後半には、農村所領での直領地からの小作料収入に比重を移してゆくこと(領主の地主化の傾向)については、前掲拙稿「一七・八世紀ルアン大司教領」(二)、八六—一〇四頁。

(58) 一七六五年の批判文書の論理がブルジョワ革命のイデオロギーであることにについては、もちろん反論がある。

ろう。ここで、ありうべき反論に対して予め一言しておきたい。たとえば、この批判文書のごときは、結局のところ、市政を牛耳る大商人が自己の特権を擁護し拡大させようとするものに他ならず、なんら革命的なものではない、とする反論があろう。いわゆる「革命的ブルジョワジー」の存在を否定するこのような見解を、私はあながち拒否するものではない。むしろ私は、これまで、一八世紀フランスのブルジョワジーが体制内的存在になり、直接に旧体制の打倒に立ち上がりうるような革命性を備えてはいなかったことを強調してきたつもりである（拙稿「フランス革命の歴史的位置」『史学雑誌』九一一六、一九八二年、三二頁）。ここで私が言いたいのは、八九年に民衆や農民の蜂起によって旧体制が崩壊しようとしたとき、旧体制に代わるべきブルジョワ社会の編成原理が、いわば新しい事態の受け皿として、ブルジョワジーのもとにすでに準備されていたということであり、その受け皿としてはこの批判文書のごときは出色のものだということである。

- (55) Noel, S.-B.-J., *Premier essai sur le département de la Seine-Inférieure*, Rouen, 1795—an III, p.194. 本書の書誌に「575」 Perrot, Jean-Claude, *L'Age d'or de la statistique régionale française (an IV—1804)*, Paris, 1977, pp. 214—215.

(60) 本稿では、領主制が支配権を失って金銭的特権の組織になる傾向のみを強調したが、近世の領主制が「従属のき

ずな」という本質を持ち続けたことを忘れてはなるまい。この点については、拙稿「ヨーロッパ近世封建社会論」『中世史講座』第五卷、学生社、一九八五年、二六七—二六九頁。

- (61) Lemay, Edna H., *Dictionnaire des Constituants*, Paris, 1991.

(62) 拙稿「フランス革命における国王処刑の意味」、遅塚・松本・立石編『フランス革命とヨーロッパ近代』、同文館、一九九六年、一三三頁以下。

(お茶の水女子大学教授)